資料１

墨田区男女共同参画推進プラン

進捗状況報告書（抄）

【令和５年度実施事業】

令 和 ６ 年 度

墨　　田　　区

◆第2章◆

「プラン進捗状況及び所管課評価」

凡例

【男女共同参画の視点でめざす効果】

ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる
イ	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる
ウ	性別に関係なく、人権が尊重される
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する
ケ	男女共同参画推進体制の整備･充実を図ることができる

【評価】

A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した
B	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した
C	男女共同参画の視点において課題が残る
D	計画通りには実施できなかった

評価の内訳

基本理念	基本目標	施策の方向	課題	全体事業数	うち評価事業	評価数	評価内訳 A	B	C	D	－
すみだの男女共同参画社会の実現　認め合い　支え合い　ともに創るまち　すみだ	1		互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち　すみだ	90	35	38	10	28	0	0	1
		(1)	男女共同参画意識を高めます	20	9	10	4	6	0	0	0
			① 固定的な性別役割分担意識の解消（事業番号1～4）	9	4	5	4	1			
			② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実（事業番号5～9）	11	5	5		5			
		(2)	一人ひとりの人権意識を高めます	14	7	7	2	5	0	0	0
			① 人権意識の高揚と情報の適切な活用（事業番号１０～１３）	11	4	4	1	3			
			② 多様な性（LGBT等）の理解と尊重（事業番号１４～１６）	3	3	3	1	2			
		(3)	心とからだを尊重する社会づくりを進めます	31	13	16	4	12	0	0	0
			① 配偶者からの暴力（ＤＶ）の防止・早期発見・被害者支援【ＤＶ防止基本計画】（事業番号１７～２０）	10	4	4	2	2			
			② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶（事業番号２１～２４）	12	4	4	0	4			
			③ 生涯を通じた女性の健康支援（事業番号２５～２９）	9	5	8	2	6			
		(4)	安心して暮らせる環境の整備を進めます	25	6	5	0	5	0	0	1
			① 経済的な困難を抱える人への支援（事業番号３０～３１）	10	2	2		2			
			② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり（事業番号３２～３５）	15	4	3		3			1
	2		女性も男性も輝き活躍できるまち　すみだ【女性活躍推進計画】	38	12	13	3	10	0	0	0
		(1)	子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます	18	7	7	1	6	0	0	0
			① 男女が共に担う子育てへの支援（事業番号36～40）	11	5	5	1	4			
			② 男女が共に担う介護（介助）への支援（事業番号41～42）	7	2	2		2			
		(2)	男女がいきいきと働けるよう支援します	20	5	6	2	4	0	0	0
			① 働く場での女性の活躍推進（事業番号43～45、＊）	12	3	4	1	3			
			② 就業における男女共同参画の推進（事業番号46）	4	1	1	1				
			③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（事業番号47）	4	1	1		1			
	3		性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち　すみだ	11	4	4	1	3	0	0	0
		(1)	男女共同参画の視点で地域力を高めます	11	4	4	1	3	0	0	0
			① 意思決定過程への女性の参画促進（事業番号48）	3	1	1		1			
			② 地域における男女共同参画の推進（事業番号49～50）	5	2	2		2			
			③ 防災・防犯における男女共同参画の推進（事業番号51 ）	3	1	1	1				
	4		区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち　すみだ	7	0	0	0	0	0	0	0
		(1)	区の推進体制を充実します	7	0	0					
			① 男女共同参画推進体制の充実・強化	5	0	0					
			② すみだ女性センターの機能充実・活動強化	1	0	0					
			③ 民間団体、企業への情報提供と啓発	1	0	0					
				146	51	55	14	41	0	0	1

基本目標１　互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向（１）　男女共同参画意識を高めます

課題①　固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画施策に関する情報発信

<table>
<tr><td>1</td><td colspan="4">区報、区公式ホームページ、CATV等による情報発信</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">めざす効果</td><td>ア</td><td colspan="2">家庭・地域の意識高揚</td></tr>
<tr><td>イ</td><td colspan="2">性別に関係のない、個性・能力に応じた選択</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活文化、慣行を見直すきっかけとするための情報を発信します。同時に、男女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた情報も随時発信します。また、CATVにおいて男女共同参画の啓発番組を放映します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>所管課</td><td colspan="3">広報広聴担当</td></tr>
<tr><td>事業計画</td><td colspan="3">人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="2">【墨田区のお知らせ「すみだ」（区報）】
・毎号68,000部発行
・令和5年4月施行の「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」の概要等を紹介する特集を掲載した。
・人権週間に合わせた特集を掲載した。
・年間を通じて、すみだ女性センターの事業を19回、人権同和・男女共同参画課の男女共同参画に関する事業を13回、人権コラムを3回掲載した。
※直接的に男女共同参画に関係のない記事に関しても、イラスト等の色使いに、性別役割分担意識を感じさせることのないよう、配慮できた。
【区公式ホームページ】
同様の内容を、区ホームページ内の区のお知らせへ掲載した。
【CATV】
区政情報番組「ウィークリーすみだ」で以下のとおり放送した。
・「墨田区パートナーシップ宣誓制度」（5月21日～6月3日）
・「すみだの男女共同参画社会」（10月1日～10月14日）</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">すみだ女性センター、人権同和・男女共同参画課と連携しながら、区報へ掲載し、区民に周知することができた。SNS等の活用も連動して行い、効果を高めた。CATVにおいても啓発期間等に合わせ、周知を行った。</td></tr>
<tr><td>次年度計画</td><td colspan="3">人権コラム等、男女共同参画に関する取組を紹介する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">(1)</td><td colspan="4">（区報、区公式ホームページ、CATV等による情報発信）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="2">人権同和・男女共同参画課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="2">4月の若年層の性暴力被害予防月間、6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間等の男女共同参画関連情報等を随時掲載する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td>区のお知らせ掲載記事
・4月11日号：特集：「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」、「墨田区パートナーシップ宣誓制度」、講演会
・4月11日号：若年層の性暴力被害予防月間（4月）
・4月11日号：女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業のお知らせ
・5月11日号:男女雇用平等セミナー参加者募集
・6月21日号:男女共同参画週間（6月23日～29日）
・8月21日号:女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業のお知らせ
・11月11日号:意見交換会「女性活躍推進×地域力 人生100年時代のライフ＆キャリア」の開催・参加者募集
・11月11日号:女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）＆女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）
・2月21日号:ワーク･ライフ･バランスセミナー「あなたの会社も大丈夫！限られた人材採用から定着につながるとっておきの秘訣」の開催･参加募集
・3月1日号:国際女性デー（3月8日）

区公式ホームページ掲載内容
・「墨田区男女共同参画推進委員会」及び「墨田区女性活躍推進協議会」会議録
・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
・若年層の女性をとりまく暴力や犯罪への注意喚起・予防の周知
・女性に対する暴力をなくす運動期間の普及・啓発の周知
・意見交換会に関する告知・実績報告
・男女共同参画に関する苦情申出状況
・ワーク・ライフ・バランス・セミナーに関する告知
・女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業に関する告知
・墨田区男女共同参画に関する区民意識調査報告
・女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査報告
≪すみだ女性センター≫
・男女共同参画推進事業の参加者募集は区のお知らせと区公式ホームページ等で周知し、その実施結果を区公式ホームページ等に掲載</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td>SNS(区公式Ｘ(旧ツイッター)、フェイスブック、LINE)等を活用し、効果的な周知が図れた。
男女共同参画に関する記事以外についても、イラスト等の色使いに、性別役割分担意識を感じさせることのないよう、配慮した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="2">男女共同参画関連情報等を随時掲載する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>2</td><td colspan="4">男女共同参画情報誌「すずかけ」の発行</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ア</td><td colspan="2">家庭・地域の意識高揚</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画社会を実現するため、区民と協働して情報誌を発行します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">「墨田区男女共同参画情報誌 すずかけ」を発行する。
A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="2">・8月と1月に各13,000部発行した。
【94号】巻頭インタビュー：サッカー選手　岩清水　梓
特集：関東大震災から100年
もう一度防災について見直してみよう
【95号】巻頭インタビュー：お笑い芸人　みやぞん
特集：「すみだ女性センター」は「すみだ共生社会推進センター」に名称を変更します</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">男女共同参画の視点から、誰もが生きやすい社会を模索しつつ、地震に対する対策への意識や子育て、人生観など、創意工夫し、区民協働で作成することができた。また、こんにちはすみださんでは墨田区で活躍する女性を紹介し、インフォメーションページでは新しい施設名称や愛称に関する記事や相談事業に関する記事を掲載して、より区民が身近に感じて興味を引く内容とした。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">「墨田区男女共同参画情報誌 すみなか（誌名変更）」を発行する。
A4サイズ12ページ 13,000部×2回発行</td></tr>
</table>

区民参加型の意識啓発事業の実施

<table>
<tr><td>3</td><td colspan="4">すずかけ大学をはじめとする各種啓発講座の開催</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ア</td><td colspan="2">家庭・地域の意識高揚</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">啓発講座を通じて男女共同参画を地域や家庭、社会の中で推進する人材育成を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">すずかけ大学及び各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="2">【すずかけ大学】
対面方式とウェブ会議システムを併用して実施した。計4回72名が参加。
【その他各種講座】
全ての講座を対面方式で実施した。延べ1,037名が参加。
（ＤＶ予防啓発講座、子育てママ対象講座、情報資料委員会企画運営講座、すみだパパスクール、性的指向・性自認に関する交流会、学校における男女共同参画啓発講座、講座委員会企画運営講座、働く人向け対象講座、デートＤＶ予防啓発講座）
なお、拡充事業として学校における男女共同参画啓発講座を区内中学校1校で追加して実施した。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">新型コロナ感染症も５類に移行したことから、対面で講座を実施し、事業も拡大、特に若い世代への啓発機会も増やし、男女共同参画を推進する人材育成を図ることができた。
学校向けに講座の拡充が図れた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">男女共同参画推進啓発講座（すずかけ大学を改編し、「共に学ぼう講座」として実施予定）及び各種男女共同参画推進講座を継続して実施する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>4</td><td colspan="4">男性の家事参加に向けた料理教室の支援（男の料理教室）</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ア</td><td colspan="2">家庭・地域の意識高揚</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">男性に対して料理の楽しさを伝えることで意識啓発を促進し、家事・育児・介護など家庭の責任を男女が共に担えるよう自主的に活動している団体を支援します。</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td>所管課</td><td colspan="3">健康推進課(保健センター)</td></tr>
<tr><td>事業計画</td><td colspan="3">自主グループとして実施するが、引き続き必要に応じて相談等に応じる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="2">男の料理教室
平成28年度より、自主グループとして独立し料理教室を実施しているが、必要に応じて相談できる体制を整えている。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症により活動を見合わせた時期があったが、現在は感染防止対策等を講じながら再開している。</td></tr>
<tr><td>次年度計画</td><td colspan="3">自主グループとして実施するが、引き続き必要に応じて相談等に応じる。</td></tr>
</table>

基本目標１　互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向（１）　男女共同参画意識を高めます

課題②　家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実

児童、生徒への男女平等教育

5	男女共同参画観にたった教材等の見直し		
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		男女共同参画観にたった指導資料や教材等の見直しを推進します。	
所管課		指導室	
事業計画		各種副読本、教材等、男女共同参画を一つの視点として、引き続き改善・見直しを図る。	
評価	B	実施状況	計画どおり、改善・見直しを図った。特に資料等で、男女共同参画の視点をもち、活用する画像やイラストの男性と女性のバランスを考慮した上で作成した。
		評価理由	事業計画に従い、男女共同参画の視点をもち、改善・見直しを図った。
次年度計画		各種副読本、教材等、男女共同参画を一つの視点として、引き続き改善・見直しを図る。	

6	男女共同参画観にたった生活・進路指導の実施		
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		各種研修会・協議会で、男女共同参画観にたった生活・進路指導を啓発し、児童・生徒の男女共同参画意識を育てます。	
所管課		指導室	
事業計画		各種研修会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指導の啓発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。	
評価	B	実施状況	進路指導主任研修会において、児童・生徒の男女共同参画意識の育成を視点に、研修を計画どおり実施した。 実施日（参加人数）：6月1日（35名）、8月8日（45名） 1年次研修会において、教員や児童・生徒の男女共同参画観にたった指導について、計画通りに研修を実施した。 実施日（参加人数）：6月27日（46人）
		評価理由	1年次研修会や進路指導研修会において、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する視点を取り入れ、研修を行った。
次年度計画		各種研修会・協議会において、男女共同参画観にたった生活・進路指導の啓発、児童・生徒の男女共同参画意識を育成する。	

教職員の意識の醸成

7	人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践		
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		男女共同参画教育について協議会・報告会を行い、推進校や研究グループの研究・実践を深めます。	
所管課		指導室	
事業計画		教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、啓発を図り、各学校での実践につなげる。	
評価	B	実施状況	教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施、講演や人権尊重教育推進校、研究グループの実践報告を通して男女平等教育について普及、啓発を図った。 ・人権教育推進連絡協議会 6月13日（45名）、9月15日（42人）、11月24日（40人）
		評価理由	人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育の普及、啓発が図れた。
次年度計画		教員を対象として人権教育推進連絡協議会を実施し、講演や人権尊重教育推進校の取組の報告等を通して、男女平等教育についての普及、啓発を図り、各学校での実践につなげる。	

家庭や地域への意識啓発

8	子ども会活動への参画に向けた意識啓発		
めざす効果		ア	家庭・地域の意識高揚
内容		性別によらず、子ども会の活動等へ参加するよう意識啓発を促進します。	
所管課		地域教育支援課	
事業計画		補助金を交付し、子ども会活性化に向けた活動を支援する。	
評価	B	実施状況	令和5年度は、 ロープジャンプＸ記録会・育成者講習会を兼ねた「すみだレクリエーション大会」（11月）、バドミントン大会（2月）を実施した。
		評価理由	性別によらずに参加できる子ども会活動について意識高揚を図ることができた。
次年度計画		補助金を交付し、子ども会活性化に向けた活動を支援する。	

<table>
<tr><td>9</td><td colspan="5">男性の育児への参加に向けた家庭教育支援講座の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ア</td><td colspan="3">家庭・地域の意識高揚</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="4">育児を男女が共に担うよう、家庭教育支援講座を通じて、男性の育児への参加に向けた家庭教育支援を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="4">地域教育支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="4">補助金交付・講座の実施、コラムの発行を行い、家庭と地域の意識高揚を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="3">・補助金交付
実施団体数10団体、参加者数965人
・家庭教育支援講座（講演会型）
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業中止
・家庭教育支援講座（親子参加型）
2回実施　参加者数88人
・子育てコラムを季刊で発行（区立幼稚園、小学校1年生から3年生の保護者に配布、区HP上での掲載）</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">補助金事業・講座の実施、コラムの発行を通じて家庭と地域の意識高揚を図ることができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="4">補助金交付・講座の実施、コラムの発行を行い、家庭と地域の意識高揚を図る。</td></tr>
</table>

基本目標１　互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向（２）　一人ひとりの人権意識を高めます

課題①　人権意識の高揚と情報の適切な活用

人権尊重の観点からの情報発信

10	区報への人権啓発コラムの掲載			
めざす効果			ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容			様々な人権問題についてコラムとして取り上げ、シリーズ年４回の区報への掲載により、広く区民へ周知します。	
所管課			人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）	
事業計画			区報に年4回掲載する。	
評価	B	実施状況	年間3回のコラムと、12月1日の人権週間特集号に掲載した。 〈コラム〉 6月1日号：誰もが暮らしやすい多文化共生社会を実現するために 9月1日号：災害時の人権について考えてみましょう 2月1日号：さまざまな病気について理解を深め、差別や偏見なくしましょう 〈人権特集号〉 12月１日号：女性の人権問題をはじめ、様々な人権問題について個々に取り上げた。	
		評価理由	令和5年度は関東大震災から100年を迎えたことを踏まえ、妊産婦等の災害弱者をはじめとした災害時の人権に関するコラムを掲載するなど、広く啓発を行うことができた。また、人権特集号（12月1日号）では、女性の人権や子どもたちの人権感覚などを取り上げ、啓発を行うことができた。	
次年度計画			区報に年4回掲載する。	

11	区公式ホームページによる情報発信			
めざす効果			ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容			人権啓発冊子「人権感覚」を区公式ホームページに掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行います。	
所管課			人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）	
事業計画			令和5年度に「人権感覚」を改訂し、更に啓発を推進していく。	
評価	B	実施状況	区ホームページに人権啓発冊子「人権感覚」を掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行った。 また、人権コラムや国・都等関係機関へのリンク集等を作成し、情報発信を行った。	
		評価理由	令和5年度は人権啓発冊子「人権感覚」について、パートナーシップ制度の掲載等をはじめとした改定を行った。 また、区ホームページにおいて、人権啓発冊子「人権感覚」や関係機関のリンク等の掲載だけでなく、人権コラムや人権週間の紹介などを掲載し、情報発信を行うことができた。	
次年度計画			ホームページ等での情報発信により、更に啓発を推進していく。	

人権尊重意識啓発事業の実施

<table>
<tr><td>12</td><td colspan="5">人権講演会の開催</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ウ</td><td colspan="3">性別に関係のない人権の尊重</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">内容</td><td colspan="4">人権尊重の考え方の普及・啓発を図るため、講演会等を実施します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="4">人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="4">人権講演会を実施し、様々な人権問題に関する啓発を行っていく。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="3">テーマ：笑いの世界の平等性
～人と人とのつながりが人生を豊かにする～
講師：桂三四郎氏
開催日：令和6年2月3日
場所：すみだ生涯学習センター
参加者：94名</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">アンケート調査では、約８割の人が内容に満足したと回答しており、多くの方々から好評を得ることができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="4">人権講演会を実施し、様々な人権問題に関する啓発を行っていく。</td></tr>
</table>

人権尊重と男女共同参画の視点の定着

<table>
<tr><td>13</td><td colspan="5">差別事象発生時の職員対応方法の周知</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ウ</td><td colspan="3">性別に関係のない人権の尊重</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">内容</td><td colspan="4">職員向け人権・同和問題研修等、機会を捉えて対応方法について周知します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="4">人権同和・男女共同参画課（人権同和担当）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="4">年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載する。
新任職員研修、主任5年目研修等で、対応について周知する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="3">年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載した。新任研修等で周知することができた。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">把握しているものについては、各課で差別事象と疑われる案件があった際に、マニュアルのとおりに対応してもらうことができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="4">年度当初に各課へメールで周知するとともに、全庁掲示板にも掲載する。
新任職員研修、主任5年目研修等で、対応について周知する。</td></tr>
</table>

基本目標１　互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向（２）　一人ひとりの人権意識を高めます

課題②　多様な性（ＬＧＢＴ等）の理解と尊重

性自認や性的指向等の理解促進

14	正しく理解するための情報発信・講座の実施		
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		多様な性のあり方を認め、理解し、尊重しあえるよう意識の高揚を図ります。	
所管課		人権同和・男女共同参画課	
事業計画		人権講演会の実施やすみだまつり・こどもまつりの出展等を通した啓発活動によって、正しい知識の情報発信を図る。	
評価	B	実施状況	人権啓発冊子「人権感覚」の人権講演会での配布や区公式ホームページへの掲載により、多様な性についての啓発を行った。 また、すみだまつり・こどもまつりでは、啓発冊子の配架を行った。 また、男女共同参画推進啓発冊子については、改正した「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に基づき作成し、「はたちのつどい」参加者（1,450部）と中学3年生（1,300部）に配付した。
		評価理由	人権啓発冊子「人権感覚」の配布、ホームページへの掲載を行い、正しい知識の情報発信を図った。男女共同参画推進啓発冊子は、「はたちのつどい」参加者と全中学3年生に配布することができた。
次年度計画		人権講演会の実施やすみだまつり・こどもまつりの出展等を通した啓発活動によって、正しい知識の情報発信を図る。	

15	職員、教職員への意識啓発		
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		性自認・性的指向等に関する啓発冊子「人権感覚（別冊）」や職員向け啓発紙を活用して、性の多様性を認め尊重していくための啓発を行います。	
所管課		人権同和・男女共同参画課	
事業計画		各種職員向け人権研修にて、「人権感覚」を活用し、啓発を実施する。「人権感覚（別冊）」を適宜修正し、職員・教職員等へ周知する。	
評価	B	実施状況	各種職員向けの人権研修にて、「人権感覚」を活用し、意識啓発を行った。
		評価理由	各種職員向けの人権研修では、「人権感覚」を活用し、性自認・性的指向等について取り上げ、意識啓発を行った。
次年度計画		各種職員向け人権研修にて、「人権感覚」を活用し、啓発を実施する。「人権感覚（別冊）」を適宜修正し、職員・教職員等へ周知する。	

多様な性（ＬＧＢＴ等）に関する支援体制の検討

<table>
<tr><td>16</td><td colspan="5">多様な性（ＬＧＢＴ等）に関する支援体制の検討</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ウ</td><td colspan="3">性別に関係のない人権の尊重</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">内容</td><td colspan="4">人権に関する意識調査等を活用し、把握に努めるとともに、現状に即した支援体制の検討を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="4">人権同和・男女共同参画課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="4">パートナーシップ宣誓制度に係る証明書等の交付を開始し、区報等を活用して広く周知していく。また、各課にパートナーシップ宣誓制度の活用調査を行い、利用可能事業の拡大を検討していく。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="3">「墨田区パートナーシップ宣誓制度」を令和5年4月から開始した。区のホームページへの掲載や関係機関へのチラシ配布等において事業の周知を行い、届出者に受理証明書及び受理証明カードを交付した。それとともに、都のパートナーシップ宣誓制度との連携に関する協定及び東京都行政書士会墨田支部とも協定を締結している。
また、都のパートナーシップ宣誓制度の活用事業について、年2回調査をし、現在、区営住宅等への入居申込み等の9事業において活用されている。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">区のホームページ等において事業の周知を図ったことで、性的マイノリティに限らず、事実婚関係にあるカップルからも申請いただくことができた。「墨田区パートナーシップ宣誓制度」の宣誓件数は15組で、多くの方々に利用していただいた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="4">パートナーシップ宣誓制度を引続き実施し、区報等を活用して事業を広く周知していく。また、各課にパートナーシップ宣誓制度の活用調査を行い、利用可能事業の拡大を検討していく。</td></tr>
</table>

基本目標１　互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向（３）　心とからだを尊重する社会づくりを進めます

課題①　配偶者からの暴力（ＤＶ）の防止・早期発見・被害者支援
【ＤＶ防止基本計画】

配偶者からの暴力（ＤＶ）の予防・早期発見

17	パープルリボンプロジェクトの取組		
めざす効果		エ	暴力防止
内容		ドメスティック・バイオレンスが重大な人権侵害であること、またその防止についての講座等を実施します。	
所管課		人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）	
事業計画		対象者を固定せずＤＶ予防に関する啓発を行っていく。	
評価	A	実施状況	・ＤＶ予防啓発講座 　区内在住在勤在学の女性を対象にＤＶ予防啓発講座として護身術講座、デートＤＶ予防啓発講座として区内の都立高校1校、区立中学校2校で出前講座を実施した。（区内の都立高校は今年度まで） ・「すずかけパープルリボンプロジェクト」の実施 　「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、館内に紫色の装飾を施すとともに、情報資料コーナーにおいて特集コーナーを設ける等、運動についてのPRを実施した。
		評価理由	出前講座「デートＤＶ予防啓発講座」では、若い世代にＤＶに関する知識を持ってもらうことができ、また、相談窓口を含む、男女共同参画推進拠点施設としてのセンターの存在と役割や、「女性に対する暴力をなくす運動」について周知することができた。
次年度計画		出前講座「デートＤＶ予防啓発講座」を区立中学校4校で実施する。	

18	予防啓発、相談事業の実施		
めざす効果		エ	暴力防止
内容		夫婦関係、暴力に関する悩みや女性の持つさまざまな悩みを解決するため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実します。	
所管課		人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）	
事業計画		機会をとらえて、さらに当該相談事業の周知を行う。	
評価	A	実施状況	【女性のためのカウンセリング＆ＤＶ相談】 相談件数1,231件（うちＤＶ相談158件）　延べ591人 ・相談対応日数を前年度同様に維持し、実施した。 ・相談は無料で実施しており、必要に応じて関係各機関とも連携し、問題解決へのサポートを行った。 ・区ホームページにおいて、相談窓口の紹介を行った。 ・情報誌「すずかけ」において、相談窓口の紹介を行った。
		評価理由	相談内容の深刻化が一部みられたが、相談者が自力で問題解決し、自立へ向かうきっかけとして機能した。
次年度計画		機会をとらえて、さらに当該相談事業の周知を行う。	

被害者支援

<table>
<tr><td>19</td><td colspan="5">ＤＶに関する相談、支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>エ</td><td colspan="3">暴力防止</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="4">ドメスティック・バイオレンスなどのさまざまな問題や被害に対応するため、相談・支援体制を充実します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="4">生活福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="4">・女性相談の充実を図る。
・ＤＶに関する緊急的な相談保護にとどまらず、保護後の自立（回復）支援もできる体制を作っていく。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="3">【相談支援】
・女性相談員によるＤＶケース等への助言及び直接支援を実施。関係機関と連携し、自立支援も含めた長期的な支援をしている。
・生活保護ケースワーカー向けにＤＶ支援についての研修を実施。

【実績】
①ＤＶ相談件数：延べ214件[女性相談162件（ストーカー行為等除く）＋母子相談4件(ストーカー行為等除く）＋家庭相談48件）]
②同行支援：73件
③証明書の発行：相談・支援証明書5通、支援措置証明16通、給付金関係証明書6通</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">子育て支援総合センター、高齢者福祉課、障害者福祉課、保健センター、警察、児童相談所等関係機関と協力しながら、支援を行ってきた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="4">・女性相談の充実を図る。
・ＤＶに関する緊急的な相談保護にとどまらず、保護後の自立（回復）支援もできる体制を作っていく。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>20</td><td colspan="5">関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>エ</td><td colspan="3">暴力防止</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="4">ドメスティック・バイオレンスが子への虐待となることから、子の福祉面からの支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="4">生活福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="4">関係機関との円滑な連携を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="3">・関係各課（子育て支援総合センター・保健センター等）、施設（母子生活支援施設・保育園等）、学校等の関係者との会議（要保護児童3回、ケース検討会3回）
・ケースそれぞれに同行支援等を行い、庁舎内外（警察機関等）におけるＤＶ支援担当等の関係者との連携を深め、子の福祉の面から支援の充実を図った。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">関係者会議等を随時実施（参加）し、連携の強化に努めた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="4">関係機関との円滑な連携を図る。</td></tr>
</table>

基本目標１　互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向（３）　心とからだを尊重する社会づくりを進めます

課題②　男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

21	区公式ホームページや啓発紙による情報発信		
めざす効果		ｴ	暴力防止
内容		暴力（ＤＶ、デートＤＶ含む）、ハラスメント、ストーカー行為、性被害等の防止のため、区公式ホームページへの掲載や啓発紙の発行を通じて啓発するとともに、被害等に関する相談先の情報を提供します。	
所管課		人権同和・男女共同参画課	
事業計画		・ＤＶ相談先一覧カード等を配布し、周知に努める。 ・ホームページ、SNS等に掲載する。ＤＶ防止週間等に、特集の啓発記事を掲載する。	
評価	B	実施状況	・区報や区公式ホームページに、「若年層の女性を取り巻く暴力や犯罪」、「女性に対する暴力をなくす運動」に関するテーマの記事を掲載した。（4月、11月） ・薬剤師会に、ＤＶ相談先一覧カードの薬局内等での配置を依頼した。 ・「はたちのつどい」参加者と区内公立中学校の3年生に、改定した男女共同参画啓発冊子とＤＶ相談先一覧カードを配布した。
		評価理由	・各週間に合わせ、区報や区公式HPに特集ページを掲載した。大型連休等に合わせ、区公式Ｘ（旧ツイッター）・フェイスブック・LINEから情報発信を行った。 ・ＤＶ相談先一覧カードを区内施設38か所に配布した。
次年度計画		・ＤＶ相談先一覧カード等を配布し、周知に努める。 ・ホームページ、SNS等に掲載する。ＤＶ防止週間には、特集の啓発記事を掲載する。	

職員、教職員への啓発と研修の実施

22	教職員向けハラスメント防止の研修会の実施		
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		校長・副校長・初任者研修会等において、セクシュアル・ハラスメント防止の研修会を実施します。	
所管課		指導室	
事業計画		各種研修会等やサポート訪問として学校を訪問した際に服務事故防止についての研修を実施し、働きやすい職場づくりについての啓発を図るとともに、ハラスメントの影響についての理解を深め、対策の推進に努める。	
評価	B	実施状況	各種研修会等で服務事故防止関する研修を実施し、服務事故を起こした際の影響について知り、服務事故防止の啓発を図るとともに、理解を深め、対策の推進に努めた。 校（園）長38人、副校（園）長37人、初任者54人
		評価理由	各種研修会等で服務事故防止に関する研修を実施し、服務事故防止の啓発を図るとともに、理解を深めることができた。
次年度計画		各種研修会等やサポート訪問として学校を訪問した際に服務事故防止についての研修を実施し、働きやすい職場づくりについての啓発を図るとともに、ハラスメントの影響についての理解を深め、対策の推進に努める。	

ハラスメント対策、相談窓口の充実

23	ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立		
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容		職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの苦情相談窓口・苦情処理委員会を庁内に設置し、相談体制を充実します。	
所管課		職員課	
事業計画		令和4年10月から開始した仕事と育児の両立を一層容易にするための育児休業の取得回数の制限緩和等を活かし、育児休業取得等に対する職場の理解を深める。	
評価	B	実施状況	要綱改正を行い、不妊治療に係る言動により、受けた者の勤務環境を害することで、職場の環境を悪化させたり職務の円滑な遂行を妨げる行為の未然防止を図ることができた。
		評価理由	不妊治療に特化した休暇ができたことで、職員の負担が軽減されたとともに不妊治療に対する職場の理解が進んだ。
次年度計画		ハラスメントについての相談や苦情を受ける担当窓口を設け、ハラスメントを受けた人のほか、発生を見聞した人からの相談等も受け付ける。事実関係等の調査や、必要に応じて当事者以外の関係者に対して聴き取り等を行い、適切な解決を図る。	

24	子育て相談の実施		
めざす効果		キ	仕事と生活の調和
内容		子どもと家庭に関するさまざまな相談を子ども自身や保護者から受け、内容に応じてコーディネートを行い相談・支援を行います。	
所管課		子育て支援総合センター	
事業計画		子育てに関する相談を引き続き実施します。	
評価	B	実施状況	電話相談：157件　来所相談：18件 メール相談：36件 子育て情報提供：59件（電話：48件、来所：11件） 虐待関係相談：27,939件（電話5,440件、来所1,038件、訪問3,995件、住基確認による調査240件、他機関との連絡調整17,226件）
		評価理由	子育てに関する相談の中で、必要に応じて他機関と連携しつつ支援等を行った。
次年度計画		子育てに関する相談を引き続き実施します。	

基本目標１　互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向（３）　心とからだを尊重する社会づくりを進めます

課題③　生涯を通じた女性の健康支援

健康づくりの知識の普及・啓発

25	区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信		
めざす効果		オ	女性の健康支援
内容		区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、「区のお知らせ」、区公式ホームページ、ケーブルテレビの区政情報番組等を通じて情報を発信し、区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	
所管課		健康推進課	
事業計画		健康づくりに関する情報を区報(毎月1日号)等において発信する。	
評価	B	実施状況	区のお知らせにより、以下の情報を発信 ・がん検診や健康診査等、健康づくりに関する情報を掲載（毎月1日号） ・区が実施する健康診査の案内を掲載（5月11日号、8月1日号） ・健康寿命延伸事業に関する記事を掲載（4月21日号、9月11日号、3月11日号、3月21日号） ・受動喫煙に関する記事を掲載（5月21日号、3月11日号） ・熱中症に関する記事を掲載（6月1日号、11日号） ・がん対策事業の周知（7月21日号、9月11日号）
		評価理由	区報以外にもSNS等を活用し、事業開始の時期等、効果的なタイミングで周知を図ることができた。
次年度計画		健康づくりに関する情報を区報(毎月1日号)等において発信する。	
所管課		健康推進課（保健センター）	
事業計画		子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、チラシ等を通じて情報を発信する。	
評価	B	実施状況	すべての講演会は区報、ホームページ、チラシにて周知 ・子育て講演会（本所）11月1日号 ・子育て講演会（向島）10月1日号 ・健康セミナー（本所）9月11日号、2月11日号 ・健康セミナー（向島）9月1日号、1月11日号、2月11日号 ・依存症講演会（向島）7月1日号 ・思春期講演会（本所）11月1日号 ・家族会　（本所）偶数月の11日号 （向島）奇数月の11日号 ・うつ予防講演会（向島）8月21日号（本所）1月21日号 ・家族のための連続講座（本所）10月1日号 ・食生活講習会（本所）5月1日号、8月1日号 （向島）6月11日号、7月21日号
		評価理由	各種講演会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発等、効果的な周知を図れた。
次年度計画		子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等を「区のお知らせ」、区公式ホームページ、区公式LINE等のSNS、チラシ等を通じて情報を発信する。	

<table>
<tr><td>26</td><td colspan="5">健康づくりのための講習会の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>オ</td><td colspan="3">女性の健康支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="4">区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、各種講習会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">健康推進課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">・女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催
・すみだ花体操普及啓発事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="2">・女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催
・すみだ花体操普及啓発事業　561回 11,059人</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">イベントや事業を実施し、健康づくりについて普及・啓発が図れた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">・女性の健康週間イベント、がん普及啓発イベントの開催
・すみだ花体操普及啓発事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">健康推進課（保健センター）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="2">・子育て講演会2回43人（本所1回 31人、向島1回12人）
・健康セミナー（本所）2回25人
・健康セミナー（向島）3回69人
・思春期講演会（本所）1回 43人オンデマンド配信で実施
・依存症講演会（向島）1回13人
・家族会12回85人（本所6回49人、向島6回36人）
・うつ予防講演会2回135人
（本所1回110人オンデマンド配信で実施、向島1回25人）
・家族のための連続講座（本所）3回51人
・食生活講習会4回43人（本所2回22人、向島2回21人）</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症の5類への位置付け変更はあったが、引き続き感染症拡大予防対策を行ない実施した。内容的には想定通りの効果を発揮した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">子育て講演会、健康セミナー、依存症講演会、思春期講演会、家族の会、うつ講演会、家族のための連続講座、食生活講習会等の実施</td></tr>
</table>

27	妊産婦の喫煙防止の推進		
めざす効果		オ	女性の健康支援
内容		妊娠期及び産後の喫煙を防止するため、親子健康手帳(母子健康手帳）発行時や各母子保健事業で禁煙を働きかけます。	
所管課		健康推進課	
事業計画		・禁煙医療費補助事業の実施 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布 ・乳児健診の際に、保護者向けにたばこの害に関するリーフレットを配布	
評価	B	実施状況	・禁煙医療費補助事業の実施：登録60件、助成12件 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布
		評価理由	女性の喫煙率は11.5%で依然と国や都の平均に比べて高い状況であるため、妊婦面談等の際に、パートナーも含めて事業周知を行った。禁煙補助薬の供給停止が継続していることにより、事業利用者が減少した。
次年度計画		・禁煙医療費補助事業の実施 ・禁煙啓発リーフレットの作成及び配布 ・乳児健診の際に、保護者向けにたばこの害に関するリーフレットを配布	
所管課		健康推進課（保健センター）	
事業計画		親子健康手帳（母子健康手帳）発行時面接、出産準備クラス、新生児訪問、母子健診において、禁煙の働きかけやリーフレット配布を実施	
評価	B	実施状況	・親子健康手帳（母子健康手帳）交付2,587人 ・出産準備クラス　92回1,236人 ・新生児訪問（本所）1,111人（向島）788人 ・乳児健康診査（本所）36回1,268人（向島）36回785人
		評価理由	妊娠期及び産後の喫煙を防止するために、各母子保健事業で禁煙の働きかけをした。
次年度計画		親子健康手帳（母子健康手帳）発行時面接、出産準備クラス、新生児訪問、母子健診において、禁煙の働きかけやリーフレット配布を実施	

検診実施、受診促進

<table>
<tr><td>28</td><td colspan="4">がんの早期発見、女性の受診機会の拡大</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>オ</td><td colspan="2">女性の健康支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">がんの早期発見のため、女性の受診機会の拡充等、がん検診の充実に努め、区民の生涯を通じた健康づくりを支援します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">健康推進課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">・がん検診の実施（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん）
・受診勧奨の実施（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）
・ＮＰＯ法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="2">・周知方法：区のお知らせ、診療窓口及び薬局等における周知
・受診者数
胃がん　4,358人（うち女性2,397人）
受診率9.9%（前年比0.8ﾎﾟｲﾝﾄ増）
＊これまで40歳以上の受診率を算出していたが、今回（令和5年度実績）から50歳以上に変更。
大腸がん　18,447人（うち女性11,334人）
受診率21.3%（前年比0.4ﾎﾟｲﾝﾄ減）
肺がん　8,182人（うち女性4,618人）
受診率9.5%（前年比0.1ﾎﾟｲﾝﾄ減）
子宮頸がん　7,258人　受診率19.9%（前年比0.4ﾎﾟｲﾝﾄ減）
乳がん　5,722人　受診率23.6%（前年比0.1ﾎﾟｲﾝﾄ減）

受診率＝受診者数／〔それぞれのがん検診における受診対象者×対象人口率（%）〕
・がん検診推進事業の実施（大腸・子宮・乳）
・胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診の受診勧奨の実施</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">がん検診受診者全体は増加傾向にあり、受診者における女性の割合は引き続き高い数値を維持しているため、予定通りの効果を発揮した。
しかし、女性のがんの死亡率は２３区の中で高い状況が続いている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">・がん検診の実施（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん）
・受診勧奨の実施（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）
・ＮＰＯ法人等との協働によるピンクリボンイベント等の実施</td></tr>
</table>

健康相談の実施

<table>
<tr><td>29</td><td colspan="6">心の健康相談の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>オ</td><td colspan="4">女性の健康支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="5">思春期・妊娠期・更年期・老年期における女性の精神的な相談を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="5">健康推進課（保健センター）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="5">・ママのリラックスタイム　本所12回、向島12回
・親と子の相談室　本所36回、向島36回
・思春期相談（本所）24回
・依存症相談（向島）18回
・こころの健康相談　本所12回、向島18回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="1">実施状況</td><td colspan="4">・こんにちは赤ちゃん事業［平成28年度よりEPDS(エジンバラ産後うつ質問票)アンケート実施］
（本所）1,303 人　（向島）793人
・乳児健診EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）アンケート実施者数
（本所）36回実施88人　（向島）36回実施71人
・親と子の相談室
（本所）34回実施61人　（向島）36回実施22人
・ママのリラックスタイム（出産後の母親の集まり）
（本所）12回実施47人　（向島）12回実施22人
・思春期相談（本所）24回29人
・依存症相談（向島）18回19人
・こころの健康相談（本所）12回10人　（向島）18回　32人</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="4">妊娠期から老年期までの心の健康に関する各種相談事業を実施し支援につなげることができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="5">・ママのリラックスタイム　本所7回、向島7回、新保健5回
・親と子の相談室　本所21回、向島21回、新保健15回
・思春期相談　本所14回、新保健10回
・依存症相談　向島11回、新保健7回
・こころの健康相談　本所7回、向島10回、新保健10回</td></tr>
</table>

基本目標１　互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向（４）　安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題①　経済的な困難を抱える人への支援

生活支援の充実

30	ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施			
めざす効果			イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択
内容			就労の厳しい状況にあるひとり親家庭の父又は母の能力開発・生活支援のために費用の一部を助成し、就業を効果的に促進します。	
所管課			生活福祉課	
事業計画			就労に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の父又は母を支援するため、受講費用や生活費の一部を助成し、その生活の安定を支援します。	
評価	B		実施状況	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金　9件 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（修了一時金）5件 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金　5件
			評価理由	資格取得中の生活費等を支援することで、取得後の就労状況の改善や生活の安定に寄与することができた。
次年度計画			就労に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の父又は母を支援するため、受講費用や生活費の一部を助成し、その生活の安定を支援します。	

31	児童扶養手当・児童育成手当			
めざす効果			キ	仕事と生活の調和
内容			手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。	
所管課			子育て支援課	
事業計画			手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。	
評価	B		実施状況	児童扶養手当受給者数 1,277人（R6年3月末） 児童育成手当受給者数 1,892人（R6年3月末）
			評価理由	申請に基づき手当支給業務を適切かつ円滑に実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることに寄与できた。
次年度計画			手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。	

基本目標１　互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

施策の方向（４）　安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題②　高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

生活・福祉サービス情報の提供

32	外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケーション支援アプリ付きタブレット端末の窓口設置			
めざす効果			ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容				外国人への通訳及び聴覚障害者等との円滑なコミュニケーションを図るため、翻訳アプリ等を備えたタブレット端末を窓口等に設置します。
	所管課			ＩＣＴ推進担当
	事業計画			窓口等での外国人等との対応状況を踏まえ、必要に応じて、各課に配布したタブレット端末に翻訳アプリ等をインストールして実施する。
	評価	―	実施状況	窓口等での外国人等との対応状況を踏まえ、必要に応じて、各課に配布したタブレット端末に翻訳アプリ等をインストールして実施している。
			評価理由	外国語翻訳アプリ、聴覚障害者コミュニケーション支援アプリ付きタブレット端末の配布については、令和3年度をもって終了した。
	次年度計画			窓口等での外国人等との対応状況を踏まえ、必要に応じて、各課に配布したタブレット端末に翻訳アプリ等をインストールして実施する。

安心して暮らせるまちの整備促進

33	英語と中国語による外国人相談の実施			
めざす効果			ウ	性別に関係のない人権の尊重
内容				区内在住･在勤の外国人を対象に、日常生活での悩み事などを気軽に相談できる英語と中国語による外国人相談を行います。
	所管課			広報広聴担当
	事業計画			引き続き、外国人相談を実施する。
	評価	B	実施状況	外国人相談を実施した。 ・中国語（毎週水曜日）25件 ・英語（毎週水曜日）　2件
			評価理由	通訳が必要な外国人に対して、円滑なコミュニケーションのもと、適切に案内することができた。中国語利用件数も増加した。
	次年度計画			引き続き、外国人相談を実施する。

<table>
<tr><td>34</td><td colspan="4">介護事業者対象人権講演会の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td colspan="2">ウ</td><td>性別に関係のない人権の尊重</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">内容</td><td colspan="3">介護保険サービスを提供する事業者を対象に、人権問題に関する研修会・講習会等を実施し、意識啓発を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">介護保険課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="2">全体事業者連絡会において、「介護保険事業者が知っておくべき人権」について取り上げた。なお、介護事業者向けの情報提供サイトである「墨田区ケア倶楽部」にも本事業者連絡会の資料やハラスメントに関する通知を掲載し、介護事業所向けに情報発信を実施した。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">全体事業者連絡会の開催に伴い区内の介護事業者に周知は出来たが、理解度が不明なため。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">介護事業者全体連絡会で、人権問題に関する研修会・講習会を実施する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>35</td><td colspan="4">バリアフリー化の促進</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td colspan="2">ク</td><td>男女共同の安心安全</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">内容</td><td colspan="3">区民が安全で安心して暮らせるよう、区内のバリアフリー化を促進します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">厚生課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">・障害者、高齢者などのハンディキャップを持つ人たちを含めた、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるよう、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、要件を満たす方へその費用の一部を助成する。（民間施設整備助成金）
・引き続き京成押上駅ホームドアの整備に対し助成する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="2">・民間施設整備助成金実績　1件
・京成押上駅ホームドアの整備に対する助成を行った。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">・民間施設整備助成金の交付により、区内のバリアフリー化が促進されたため。
・京成押上駅ホームドアの整備に対する助成を行い、当該駅の全てのホームにホームドアを設置し、安全性向上を図ることができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">・障害者、高齢者などのハンディキャップを持つ人たちを含めた、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるよう、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、要件を満たす方へその費用の一部を助成する。（民間施設整備助成金）
・鉄道事業者と区内鉄道駅へのホームドアの設置に関する調整を行う。</td></tr>
</table>

基本目標２　女性も男性も輝き活躍できるまち　すみだ
【女性活躍推進計画】

施策の方向（１）　子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます

課題①　男女が共に担う子育てへの支援

男性の子育て参画支援

<table>
<tr><td>36</td><td colspan="4">男性のための育児教室の実施（パパのための出産準備クラス）</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ア</td><td colspan="2">家庭・地域の意識高揚</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">男性も育児に関わることができるよう、育児に関する知識や技術についての講座を開催します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">健康推進課（保健センター）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">パパのための出産準備クラス　向島16回、本所20回　の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="2">パパのための出産準備クラス参加者数
（向島）　16回開催　延べ486人
（本所）　20回開催　延べ664人</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">アンケートより、「(クラスに参加して)大変良かった・良かった」「(知りたいと思った情報が)十分得られた、得られた」がそれぞれ9割以上のため、想定通りの効果を発揮した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">パパのための出産準備クラス　向島10回、本所10回を実施。
すみだ保健子育て総合センター開館後、定員を拡充して10回実施。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>37</td><td colspan="4">男性の子育て参画支援講座の実施（父親対象事業）</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>キ</td><td colspan="2">仕事と生活の調和</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">男性向けの講座を実施し、男性が子育てや家庭生活、地域活動に、積極的に関わることができるよう意識啓発を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">全3回講座実施予定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="2">すみだパパスクール　11月　3回実施

1回目
講師：(一社)日本ベビーダンス協会　山本 由美子氏
内容：パパの抱っこで一緒に楽しむベビーダンス
2回目
講師：子育てアドバイザー　高祖 常子氏
内容：家族を笑顔にする『パパの極意』
3回目
講師：ファザーリング・ジャパン会員　坪井 博一氏
内容：パパと遊ぼう！パパも大好き！子どもと一緒に楽しむパパ講座

参加者数：延べ（家族参加者を含む）30人
（うち男性受講者25人）</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">男性に子育てすることの楽しさを伝え、子育て参画への意識啓発を行った。また、同じ境遇の参加者同士で、意見交換できる機会を提供することができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">全3回講座実施予定</td></tr>
</table>

出産・子育て応援事業

<table>
<tr><td>38</td><td colspan="4">出産・子育て応援事業　「ゆりかご・すみだ」</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>オ</td><td colspan="2">女性の健康支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、関係機関と連携して必要な支援を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">健康推進課（保健センター）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="2">・面接者数（妊娠届出者全員が対象）
保健計画課　1,117人
（うち支援プラン作成272人）
向島保健センター　654人
（うち支援プラン作成231人）
本所保健センター　614人
（うち支援プラン作成109人）
合計　2,385人
（うち支援プラン作成612人）
※妊娠届出者のうち、面接未実施者には勧奨を実施
・育児パッケージ配布数　2,417個
（面接実施者全員に配布。面接者数より上回るのは、多胎児がいるため。）</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、支援が必要な妊婦には支援プランを作成し支援を行うことができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行う。支援が必要な妊婦には支援プランを作成する。</td></tr>
</table>

39	学童クラブ事業の実施		
めざす効果		キ	仕事と生活の調和
内容		小学校低学年の児童が放課後に安心して過ごせる場として学童クラブを整備します。また、私立学童クラブに対し運営経費の一部補助を行います。	
所管課		子育て政策課	
事業計画		令和5年度中 公立学童クラブ4か所新設予定	
評価	B	実施状況	・公立学童クラブ66クラブ 新設：2クラブ 定員増：3クラブ計40名増 ・私立学童クラブ 7クラブ 運営経費補助　私立7クラブ
		評価理由	待機児童が多く発生していることから、学童クラブの新規開設及び定員の拡充を行った。引き続き学童クラブの定員の拡充に努める。
次年度計画		令和6年度中 公立学童クラブ3か所新設予定	

40	一時的に子どもを預かる子育て支援事業		
めざす効果		キ	仕事と生活の調和
内容		保護者が、病気や出産などで子どもの世話ができない時や育児が一時的に困難な家庭の子どもを預かり、子育てを支援します。	
所管課		子育て支援総合センター	
事業計画		緊急一時保育利用事業・ショートステイ利用事業は継続して事業を実施することで子育て支援を図ります。	
評価	B	実施状況	緊急一時保育利用 人数　89人　延べ日数　1,303日 ショートステイ利用 件数　86件 延べ日数　277日（うち協力家庭　62件　178日間）
		評価理由	ショートステイ利用については、件数日数ともに増加している。育児が一時的に困難な家庭の子育て支援を図るとともに、子育て支援体制の充実に取り組むことができた。
次年度計画		緊急一時保育利用事業・ショートステイ利用事業は継続して事業を実施することで子育て支援を図ります。	

基本目標２　女性も男性も輝き活躍できるまち　すみだ
【女性活躍推進計画】

施策の方向（１）　子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます
課題②　男女が共に担う介護（介助）への支援

介護（介助）者への支援の充実

41	男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施			
めざす効果		ウ	性別に関係のない人権の尊重	
内容		認知症など高齢者の介護について学ぶとともに、介護者同士の情報共有・ネットワークづくりを進め、介護者の負担軽減等を図ります。		
所管課		高齢者福祉課		
事業計画		認知症家族介護者教室　48回実施/年 男性介護者教室　4回実施/年 認知症普及啓発事業　(一般)64回/年　(専門)24回/年　実施		
評価	B	実施状況	・総合相談 随時 ・認知症家族介護者教室　(令和4年度) 71回実施/年　延べ527人参加　(66回実施/年　延べ576人参加) 内訳　男性177人　女性350人　(内訳　男性210人　女性366人) ・男性介護者教室　(令和4年度) 4回実施/年　延べ34人参加　(4回/年　延べ17人参加) 内訳　男性34人　女性0人　(内訳　男性17人　女性0人) ・認知症普及啓発事業(一般)　(令和4年度) 65回実施/年　延べ1220人参加　(55回実施/年　延べ962人参加) 内訳　男性430人　女性790人　(内訳　男性296人　女性666人) ・認知症普及啓発事業(専門)　(令和4年度) 14回実施/年　延べ171人参加　(17回実施/年　延べ252人参加) 内訳　男性58人　女性113人　(内訳　男性83人　女性169人)	
		評価理由	講座については実施回数も増え（前年度比最大10回）、男性の参加割合も増えている（前年度比最大4.4ポイント）。介護者教室については、今年度は天候の影響もあり、当日欠席など実施回数に対して参加者数が伸び悩んだ。認知症普及啓発事業(専門）については、実施要望が想定より少なく、実施回数が計画を下回った。	
次年度計画		認知症家族介護者教室　48回実施/年 男性介護者教室　4回実施/年 認知症普及啓発事業　(一般)64回/年　(専門)24回/年　実施		

<table>
<tr><td>42</td><td colspan="4">緊急一時介護・保護事業の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>キ</td><td colspan="2">仕事と生活の調和</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">心身障害者（児）緊急一時介護、障害者緊急保護等の事業を実施します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="3">障害者福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="3">介護者が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委託費用の助成、病院での被介護者の保護等を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="2">・支援施設緊急利用事業
利用者数　13人
述べ利用日数　75日
・緊急一時介護・保護事業
病院保護：0件
介護費助成：述べ25日

この事業については、障害者福祉の手引き「フレーフレーマイペース」で周知している。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">実績の多い少ないにかかわらず、この制度を利用することで、心身障害者（児）を介護する保護者が、その人らしく生活するための一助となっていることからWLBの推進という面で評価できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="3">介護者が一時的に被介護者を介護することが困難となった場合、介護委託費用の助成、病院での被介護者の保護等を行います。</td></tr>
</table>

基本目標２　女性も男性も輝き活躍できるまち　すみだ
【女性活躍推進計画】

施策の方向（２）　男女がいきいきと働けるよう支援します

課題①　働く場での女性の活躍推進

管理・監督者への女性登用促進

43	女性職員へ管理職選考等の受験促進		
めざす効果		カ	男女共同参画
内容		管理職である女性職員の割合が、目標の20%程度となるよう女性職員に管理職選考等を受験するよう促進します。	
所管課		職員課	
事業計画		「女性の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。	
評価	B	実施状況	女性の管理・監督職の割合や男性職員の育休取得率についての数値目標を掲げた「墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づき、経験年数等の節目においてキャリアアップを促進する研修を実施した。 （目標値） 管理職における女性職員の占める割合22%程度 男性職員の育児休業取得率30%程度 （参考） 管理職における女性職員の占める割合 約13.5%(令和5年度) 男性職員の育児休業取得率 約67.6%（令和5年度） 女性職員だけでなく、男性職員も含め、職員向けにキャリアアップを進めるための研修等を実施するとともに、所属長を通じて昇任試験の受験勧奨を行った。 ・キャリアアップ研修（3回、113人） ・昇任選考　管理職受験者24人（うち女性4人） ※平成30年度の行政系人事制度の改正により、総括係長職昇任及び係長職昇任については「選考」から「能力実証」に変更になった。 ※令和３年度に改訂した「職員育成基本方針」に基づき、管理監督者の立場で活躍する女性職員の育成やワーク・ライフ・バランスを意識した職場づくりについて取り組んでいる。
		評価理由	管理職における女性職員の占める割合は令和4年度（13.5%）と同じだが、男性職員の育児休業取得率が令和4年度(66.7%)より増加したため。
次年度計画		「女性の就業生活における活躍に関する法律」に基づき、女性だけでなく誰もが働きやすい環境整備を目指しつつ、「職員育成基本方針」を踏まえたキャリアアップを進める研修等を実施するとともに、各所属で昇任試験の受験勧奨を行う。	

仕事と家庭の両立に資する保育の実施

44	保育に関する相談窓口の設置		
めざす効果		キ	仕事と生活の調和
内容		保育コンシェルジュ事業を実施し、それぞれの家庭に適した保育サービスを案内します。	
所管課		子育て支援課	
事業計画		相談室「おひさまルーム」又はオンラインでの個別相談を実施する。	
評価	B	実施状況	・保育サービス相談件数：1,696件（前年度1,579件） ・説明会「保活への第一歩」開催回数：休止中（前年度3回）
		評価理由	子育て家庭や妊婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要な支援を行った。なお、説明会「保活への第一歩」は、開催数が減少していたため令和４年度途中から休止し、代替策としてオンライン相談等、個別の保育サービス相談を充実させることにより事業を実施した。
次年度計画		相談室「おひさまルーム」又はオンラインでの個別相談を実施する。	

女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

45	すみだ人材発掘・就労支援プログラム事業の実施		
めざす効果		イ	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択
内容		区の産業の未来を支える人材を発掘し、地域での就職へと結びつけるため、若年者（39歳以下の男女）や子育て世代等の女性を対象に、企業見学ツアーや合同企業説明会などのイベントを実施します。	
所管課		経営支援課	
事業計画		合同企業説明会の開催	
評価	B	実施状況	合同企業説明会（対面形式）の開催（全2回） 参加者のうちアンケート回答者数13人（うち、女性7人） 就職者数2人（うち、女性2人） ※令和4年度から事業名を「すみだ人材確保プロモーション支援事業」に変更するとともに、対象者を「若年者（39歳以下の男女）や子育て世代等の女性」から「区内中小企業に関心のある方」に拡大した。
		評価理由	区内での就職を希望する女性と、区内中小企業とのマッチングを行うことができた。
次年度計画		合同企業説明会の開催	

<table>
<tr><td>＊</td><td colspan="5">一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td colspan="4">キ　仕事と生活の調和</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="4">女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進をはじめ、女性活躍推進に関する情報提供を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="4">人権同和・男女共同参画課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="4">女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業で、常時雇用する従業員が100人以下の中小企業等に対し、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣する。最大4社（3回/社）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="2">中小企業向けに「社員のハラスメント相談編」と「男性社員の育児休業取得編」について動画を作成し、区公式YouTubeで配信した。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">区公式YouTubeを活用し、ワーク・ライフ・バランス等に役立つ情報を動画でわかりやすく紹介できた。（約150回再生）</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="4">女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業で、常時雇用する従業員が100人以下の中小企業等に対し、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣する。最大4社（3回/社）</td></tr>
</table>

基本目標２　女性も男性も輝き活躍できるまち　すみだ
【女性活躍推進計画】

施策の方向（２）　男女がいきいきと働けるよう支援します

課題②　就業における男女共同参画の推進

就職に関するカウンセリングや相談

<table>
<tr><td>46</td><td colspan="5">就職相談コーナー事業の実施「就職・仕事カウンセリングルーム」</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>イ</td><td colspan="3">性別に関係のない、個性・能力に応じた選択</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="4">39歳以下の若年求職者やその親族、子育て世代等の女性を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職活動の進め方から仕事選び、適性診断等についてのアドバイスや就職後の相談に応じます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="4">経営支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画</td><td colspan="4">・就職・キャリア相談：毎週月～金曜日　13：00～17：00
水曜日のみ　15：00～19：00
・臨床相談：毎月第2土曜日　13：00～17：00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="3">就職・キャリア相談：毎週月～金曜日　13：00～17：00
水曜日のみ　15：00～19：00
臨床相談：毎月第2土曜日13：00～17：00
利用者数 103人（うち、女性67人）
就職者数　36人（うち、女性23人）</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">就職活動に困難を抱える求職者にカウンセリングを実施し、就職へ結びつけることができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">次年度計画</td><td colspan="4">・就職・キャリア相談：毎週月～金曜日　13：00～17：00
水曜日のみ　15：00～19：00
・臨床相談：毎月第2土曜日　13：00～17：00</td></tr>
</table>

基本目標２　女性も男性も輝き活躍できるまち　すみだ
【女性活躍推進計画】

施策の方向（２）　男女がいきいきと働けるよう支援します

課題③　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

47	ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施		
めざす効果		キ	仕事と生活の調和
内容		ワーク・ライフ・バランスの意義や方法を紹介し意識啓発を図ります。	
所管課		人権同和・男女共同参画課	
事業計画		セミナーを年3回実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介する。 今年度はハラスメントと従業員の離職率低下対策に関するものをテーマに取り上げる。10人以上の参加者を目指す。	
評価	B	実施状況	○ワーク・ライフ・バランスセミナー（男女雇用平等セミナー）を、 東京都労働相談情報センターとの共催で開催した。 ・職場における性の多様性への配慮と留意点 ～今、企業に求められていることは何か～ 開催日：令和5年6月15日（木）・16日(金) 講師：弁護士　今津 幸子　氏 概要：15日LGBTへの理解と企業に求められる対応 ・LGBTとは ・国内のLGBT等に関する動向（「東京都パートナーシップ宣誓制度」等） ・職場におけるLGBT関連の裁判例 ・人事・労務管理上の問題点と企業に求められる対応 16日SOGIとハラスメント防止対策 ・SOGIとは ・SOGIハラスメント ・職場におけるSOGIハラスメントの裁判例 ・企業に求められるハラスメント防止対 主な対象者：経営者・人事労務担当者等 参加者数：30人 ・アンコンシャス・バイアスへの気づきから始めるワーク・エンゲイジメントの向上 開催日：令和5年9月6日（水）・13日（水） 講師：臨床心理士/公認心理師/博士(心理学)/ 東京大学大学院　医学系研究科 デジタルメンタルヘルス講座 特任研究員　関屋　裕希 氏 概要：6日アンコンシャス・バイアスの理解とメンタルヘルスケア ・ワーク・エンゲイジメントとは ・自身のアンコンシャス・バイアスを知る ・コミュニケーションスキルを高めよう 13日ワーク・エンゲイジメントの向上のために ・ジョブ・クラフティングに取り組もう ・職場環境をボトムアップで改善しよう ・メンタルヘルスケアの手法を知る 参加者数：6日65名　13日52名 ○事業者向けワーク・ライフ・バランスセミナーを、区で開催した。 ・あなたの会社も大丈夫！限られた人材採用から定着につながるとっておきの秘訣 開催日：令和6年3月15日（金） 主な対象者：経営者・管理職・人事労務担当者 概要：採用ミスマッチの未然防止策 従業員の離職率低下対策　など 講師：社会保険労務士／産業カウンセラー 村田淳 氏 一般社団法人健康経営推進協会 代表理事　齊藤　ゆめ　氏 参加者：10名
		評価理由	予定した全てのセミナーが実施できた。それぞれのセミナーにおいて、時事を捉え、今日的なテーマに取り組むことができた。 区主催セミナーで、アンケート提出者のうち、「大変参考になった」「やや参考になった」の回答が75%であった。
次年度計画		セミナーを実施し、区民や事業者にワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介する。	

基本目標３　性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち　すみだ

施策の方向　男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題①　意思決定過程への女性の参画推進

審議会等における女性委員の比率向上

<table>
<tr><td>48</td><td colspan="5">審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>カ</td><td colspan="3">男女共同参画</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">内容</td><td colspan="4">区の審議会等の委員に女性を積極的に登用すること及び公募制の拡大を関係各課に働きかけ、女性のいない審議会をなくすように努めます。審議会等の女性委員の割合を、2023（平成35）年度までに30%にすることを目指します。</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td colspan="4">人権同和・男女共同参画課</td></tr>
<tr><td>事業計画</td><td colspan="4">・女性委員の割合が30%になることをめざし、積極的な女性の登用を働きかける。
・女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。
・審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="3">・令和5年4月1日現在の各種審議会・委員会への女性委員任用状況は29.8%（前年度比＋1.7ポイント）
・各審議会への女性委員の任用について、各課に基準日（4月1日）の状況を報告し、積極的登用を呼びかけた。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">女性委員の任用増をめざし、附属機関委員等の選出選考時期に、当年度の数値を示しての依頼を各課にすることができた。前年度よりも女性委員の任用割合は3年連続して増加したが、目標の30%にはわずかに届かなかった。</td></tr>
<tr><td>次年度計画</td><td colspan="4">・女性委員の割合が30%になることをめざし、積極的な女性の登用を働きかける。
・女性委員の任用等を含む審議会等委員の公募制の導入について、関係各課に働きかけ、委員の女性比率の向上を図る。
・審議会等の女性委員の割合調査で、女性の割合が10%未満の審議会に対し、その理由も調査する。
・東京都の算定方法も参考に調査する。</td></tr>
</table>

基本目標３　性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち　すみだ

施策の方向　男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題②　地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画意識の啓発

<table>
<tr><td>49</td><td colspan="4">地域で助け合う小地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ク</td><td colspan="2">男女共同の安心安全</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">内容</td><td colspan="3">社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で推進している、町会・自治会を範囲とした地域単位で行う支えあい・助けあい活動である「小地域福祉活動推進事業」に助成し、地域共生社会の実現をめざします。</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td colspan="3">厚生課</td></tr>
<tr><td>事業計画</td><td colspan="3">感染状況を踏まえた上で、住民主体の小地域福祉活動活動団体の支援、助成をはじめ、イベントや勉強会等を積極的に取り入れ、事業の充実、推進を図る。
＜事業計画＞
・小地域福祉活動実施地区の拡大
・ふれあいサロン実施地区の拡大
・拠点型ふれあいサロン実施地区（3地区）
・おもちゃサロン（2カ所）
・地域福祉プラットフォーム（3カ所）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="2">住民主体の小地域福祉活動への支援、助成を行い、事業の推進を図った。
＜事業実績＞
・小地域福祉活動実施地区（32地区）
・ふれあいサロン実施地区（11地区）
・拠点型ふれあいサロン実施地区（3地区）
・おもちゃサロン（2カ所）
・地域福祉プラットフォーム（3カ所）
・地域福祉活動セミナー開催</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">新型コロナウィルス感染拡大期に活動を休止、縮小した地区も徐々に活動を再開してきているが、休止中に活動者の高齢化等により再開に至らない地域もあった。
新たな活動の担い手やすでに活動している人への活動の充実を目的に地域福祉活動セミナーを開催した。5年度は「活動に役立つコミュニケーション講座」をテーマに、実践的に学ぶ機会を設けた。
おもちゃサロンについては、おもちゃの貸し出しを行い、おもちゃサロン開催日に参加できない子どもでも気軽におもちゃで遊べる体制づくりを行っている。
地域福祉プラットフォームは地域のニーズや季節に応じたイベントや勉強会等を積極的に取り入れ、事業の充実を図った。</td></tr>
<tr><td>次年度計画</td><td colspan="3">住民主体の小地域福祉活動活動団体の支援、助成をはじめ、イベントや勉強会等を積極的に取り入れ、事業の充実、推進を図る。
＜事業計画＞
・小地域福祉活動実施地区の拡大
・ふれあいサロン実施地区の拡大
・拠点型ふれあいサロン実施地区（3地区）
・おもちゃサロン（2カ所）
・地域福祉プラットフォーム（5カ所）
・地域福祉活動セミナーの開催</td></tr>
</table>

男性の地域活動への参画支援

<table>
<tr><td>50</td><td colspan="5">男性の社会貢献意識の向上促進（老人クラブ活動の活性化）</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ア</td><td colspan="3">家庭・地域の意識高揚</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">内容</td><td colspan="4">高齢期を迎えた男女がともに地域の中で生きがいをもって暮らし続けるため、社会奉仕、友愛活動及び健康をすすめる活動を促進する老人クラブを支援します。</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td colspan="4">高齢者福祉課</td></tr>
<tr><td>事業計画</td><td colspan="4">○友愛訪問活動　実施クラブ　100クラブ　訪問員 3,000人
対象 3,400人　訪問回数 10,000回
○墨老連主催介護予防講習の実施　参加者数300人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">B</td><td>実施状況</td><td colspan="2">・老人クラブでの友愛訪問活動
実施クラブ71クラブ　訪問員3,472人　対象3,274人
訪問回数8,883回
・墨老連主催介護予防講習の実施　参加者数 427人
（健康ウォーキング教室、筋力トレーニング教室、棒体操教室）
※老人クラブに加入している男性の方の中には、現役時代に地域活動を行う機会に恵まれなかった方も少なくない。そういった方々が、退職後に老人クラブに加入し、友愛訪問を始めとした地域活動を行うことで、社会貢献意識を養っている。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">クラブ全体の高齢化による活動減により、友愛訪問活動実施クラブは増えなかったが、予防講習の実施では参加者が事業計画を達成できたため。</td></tr>
<tr><td>次年度計画</td><td colspan="4">○友愛訪問活動　実施クラブ　80クラブ　訪問員 3,500人
対象 3,500人　訪問回数 10,000回
○墨老連主催介護予防講習の実施　参加者数500人</td></tr>
</table>

基本目標３　性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち　すみだ

施策の方向　男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題③　防災・防犯における男女共同参画の推進

防災分野での男女共同参画の推進

<table>
<tr><td>51</td><td colspan="4">避難所運営体制の構築</td></tr>
<tr><td colspan="2">めざす効果</td><td>ク</td><td colspan="2">男女共同の安心安全</td></tr>
<tr><td colspan="2">内容</td><td colspan="3">男女共同参画の視点に立った避難所運営体制の構築を目指します。</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td>所管課</td><td colspan="3">防災課</td></tr>
<tr><td>事業計画</td><td colspan="3">地域防災活動拠点会議等にて、引き続き男女共同参画の視点に立った避難所運営の体制構築について検討する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td rowspan="2">A</td><td>実施状況</td><td colspan="2">男女共同参画の視点に立った運営体制構築の検討を進めた。</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="2">女性職員が1名から2名となったことにより、女性の視点を積極的に取り入れることが可能となり、運営体制の充実を図った。</td></tr>
<tr><td>次年度計画</td><td colspan="3">地域防災活動拠点会議等にて、引き続き男女共同参画の視点に立った避難所運営の体制構築について検討する。</td></tr>
</table>

◆第３章◆

墨田区男女共同参画状況

１　政策方針決定への女性の参画状況

２　審議会等における女性委員任用状況

1　政策方針決定への女性の参画状況

（1）議会　　（令和6年4月1日現在）

	総議員数	女性議員数	女性議員の割合
議員数	32	11	34.4%

（2）委員会等　　（令和6年4月1日現在）

	全委員会等数	女性委員を含む委員会等数	女性委員を含む委員会等の割合	全委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	3	2	66.7%	12	2	16.7%
附属機関	59	56	94.9%	1,051	346	32.9%
審議会等	4	3	75.0%	23	5	21.7%
合計	66	61	92.4%	1,086	353	32.5%

※区職員のみで構成する委員会を除く。
※令和6年度より、充て職のみで構成する審議会等を除く。

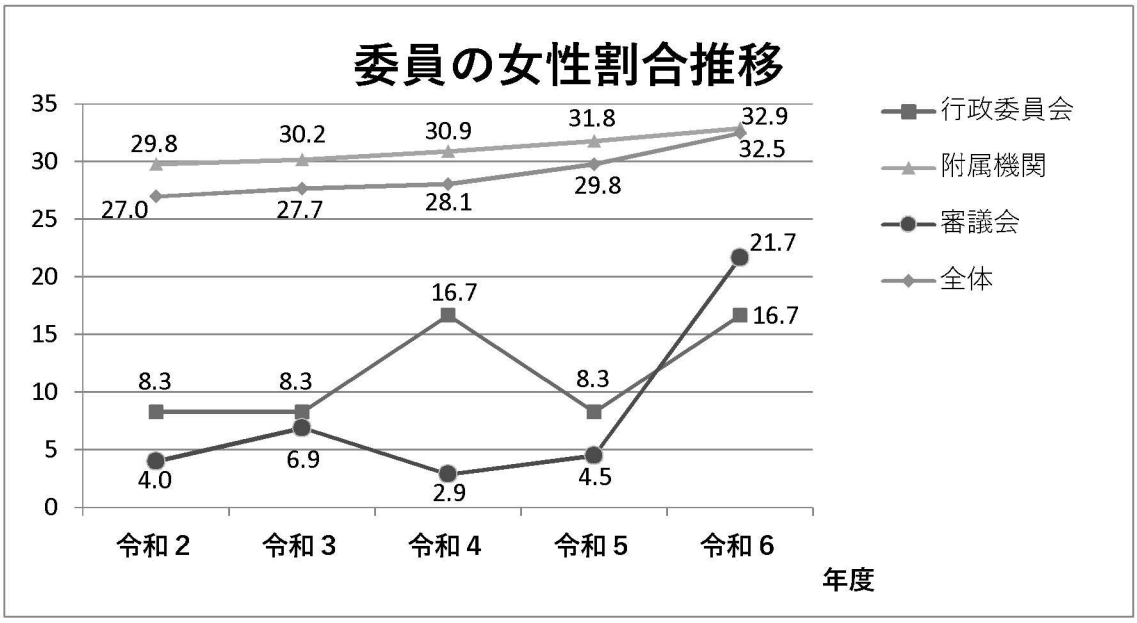

（3）職員　　（令和6年4月1日現在）

		事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	教育関係	全職員数
管理職	全　体	63	2	16	6		3	90
	女　性	3	1	1	5		3	13
	女性の割合	4.8%	50.0%	6.3%	83.3%	－	100.0%	14.4%
係長職	全　体	278	85	66	22	23	1	475
	女　性	74	71	7	18	3	1	174
	女性の割合	26.6%	83.5%	10.6%	81.8%	13.0%	100.0%	36.6%
一般職	全　体	786	309	106	47	102	16	1,366
	女　性	415	289	28	46	15	16	809
	女性の割合	52.8%	93.5%	26.4%	97.9%	14.7%	100.0%	59.2%
合　計	全　体	1,127	396	188	75	125	20	1,931
	女　性	492	361	36	69	18	20	996
	女性の割合	43.7%	91.2%	19.1%	92.0%	14.4%	100.0%	51.6%

※フルタイム再任用56名を含む。
※幼稚園職員については、園長は管理職、副園長は係長職、主任教諭及び教諭は一般職に計上した
※統括技能長・技能長・担当技能長は、係長職（技能系）に計上した。

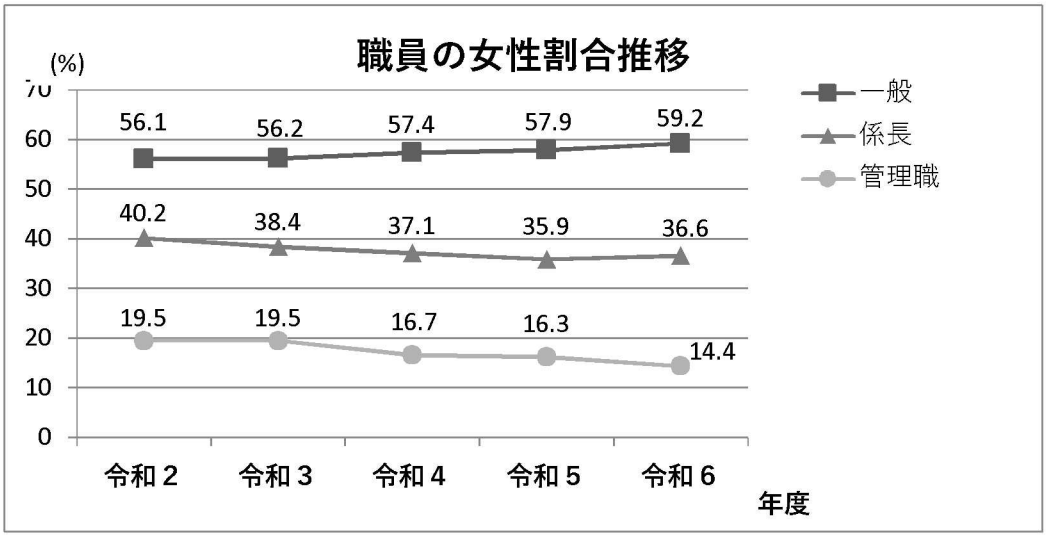

２　審議会等における女性委員任用状況

■令和6年4月1日現在

	今　年		前　年
①	審議会等の女性委員の割合 （区職員のみで構成するものを除く） （今年度は充て職のみで構成するものを除く）	32.5 %	29.8 %
②	審議会等の数 （区職員のみで構成するものを除く） （今年度は充て職のみで構成するものを除く）	66 機関	63 機関
③	令和5年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達しているもの	31 機関	29 機関
④	③の中で女性委員の割合が40%に達 しているもの	8 機関	9 機関
⑤	④の中で女性委員の割合が50%に達しているもの	10 機関	8 機関
⑥	令和5年4月1日現在の女性委員の割合が30%に達していないもの	35 機関	34 機関

■前年との比較

基　準　日	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
平成22年4月1日現在	61	44	72.1%
平成23年4月1日現在	54	43	79.6%
平成24年4月1日現在	57	48	84.2%
平成25年4月1日現在	64	52	81.3%
平成26年4月1日現在	65	47	72.3%
平成27年4月1日現在	64	53	82.8%
平成28年4月1日現在	63	55	87.3%
平成29年4月1日現在	63	53	84.1%
平成30年4月1日現在	58	49	84.5%
平成31年4月1日現在	65	55	84.6%
令和2年4月1日現在	64	49	76.6%
令和3年4月1日現在	66	54	81.8%
令和4年4月1日現在	66	54	81.8%
令和5年4月1日現在	63	54	85.7%
令和6年4月1日現在	66	61	92.4%

※平成２３年度より、区職員のみで構成する審議会等を除く。
※令和６年度より、充て職のみで構成する審議会等を除く。

審議会等の女性委員の割合調査結果

墨田区（令和６年４月１日現在）

Ⅰ　行政委員会　地方自治法第180条の5に基づく委員会

	名　称	根　拠　法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
1	教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	庶務課	4	1		25.0%
2	選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	4	1		25.0%
3	監査委員	地方自治法	監査委員事務局	4	0	地方自治法第196条の規定により、区長が議会の同意を得て選任するため	0.0%
	Ⅰ　行政委員会　地方自治法第180条の5に基づく委員会			12	2		16.7%

Ⅱ　附属機関　地方自治法第202条の3（第138条の4）に基づく審議会等

	名　称	根　拠　法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
1	墨田区区民行政評価委員会	墨田区区民行政委員会に関する要綱※	行政経営担当	0	0	令和６年度の開催予定なし	-
2	墨田区行財政改革推進会議	墨田区行財政改革推進会議設置に関する要綱※	行政経営担当	0	0	令和６年度の開催予定なし	-
3	墨田区指定管理者選定委員会	墨田区指定管理者選定委員会に関する要綱※	行政経営担当	17	4		23.5%
4	墨田区基本構想審議会	墨田区基本構想の策定等に関する条例	政策担当	27	6		22.2%
5	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例	総務課	10	2		20.0%
6	墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	総務課	5	1		20.0%
7	墨田区行政不服審査会	墨田区行政不服審査会条例	総務課	5	0	適任者がいないため	0.0%
8	墨田区入札等外部審査委員会	墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱※	契約課	3	1		33.3%
9	墨田区公契約審議会	墨田区公契約条例	契約課	7	1		14.3%
10	墨田区男女共同参画推進委員会	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例	人権同和・男女共同参画課	15	8		53.3%
11	墨田区男女共同参画苦情調整委員会	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例	人権同和・男女共同参画課	3	1		33.3%
12	すみだ共生社会推進センター運営委員会	すみだ共生社会推進センター運営委員会設置要綱※	人権同和・男女共同参画課	14	9		64.3%
13	墨田区いじめ問題調査委員会	墨田区いじめ防止対策推進条例	人権同和・男女共同参画課	0	0	教育委員会からの報告を受け、区長が必要と認める時区長が任命する委員をもって組織する。（実績なし）	-
14	墨田区国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	国保年金課	20	4		20.0%
15	墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金条例	地域活動推進課	10	4		40.0%
16	墨田区スポーツ計画推進協議会	墨田区スポーツ計画推進協議会に関する要綱※	スポーツ振興課	0	0	委員については今後委嘱予定のため、現在は未定。	-
17	墨田区産業振興会議	墨田区産業振興会議設置要綱※	産業振興課	7	2		28.6%
18	墨田区優秀技能者選考委員会	墨田区優秀技能者表彰実施要綱※	産業振興課	13	2	業界代表者は団体等の推薦によるため	15.4%
19	民生委員推薦会	民生委員法	厚生課	11	5		45.5%
20	墨田区地域福祉計画推進協議会	墨田区地域福祉計画推進協議会設置要綱※	厚生課	23	7		30.4%
21	墨田区社会福祉法人設立認可審査委員会	墨田区社会福祉法人設立認可審査委員会の組織、運営等に関する要綱※	厚生課	7	1	適任者がいないため	14.3%
22	墨田区災害弔慰金等支給審査委員会	墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例	厚生課	8	3		37.5%
23	墨田区障害者審査会	墨田区障害者審査会の定数等を定める条例	障害者福祉課	10	1		10.0%
24	墨田区障害者施策推進協議会	墨田区障害者施策推進協議会設置要綱※	障害者福祉課	21	9		42.9%

	名　称	根　拠　法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
25	墨田区地域自立支援協議会	墨田区地域自立支援協議会に関する要綱※	障害者福祉課	21	9		42.9%
26	墨田区介護認定審査会	介護保険法	介護保険課	116	48		41.4%
27	墨田区介護保険事業運営協議会	墨田区介護保険事業運営協議会設置要綱※	介護保険課	25	10		40.0%
28	墨田区地域密着型サービス運営委員会	墨田区地域密着型サービス運営委員会設置要綱※	介護保険課	10	5		50.0%
29	墨田区地域包括支援センター運営協議会	墨田区地域包括支援センター事業運営協議会に関する要綱※	高齢者福祉課	17	9		52.9%
30	墨田区老人ホーム入所判定委員会	墨田区老人ホーム入所判定委員会設置要綱※	高齢者福祉課	8	3		37.5%
31	墨田区特別養護老人ホーム入所検討委員会	墨田区特別養護老人ホーム入所手続要綱※	高齢者福祉課	9	3		33.3%
32	墨田区公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律	保健予防課	6	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
33	墨田区大気汚染障害者認定審査会	墨田区大気汚染障害者認定審査会条例	保健予防課	4	0	医師会等から推薦された委員が全員男性であったため	0.0%
34	墨田区公害健康被害診療報酬審査会	墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例	保健予防課	5	1		20.0%
35	興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	墨田区興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例	生活衛生課	10	1	適任者がいないため	10.0%
36	墨田区保健衛生協議会	墨田区保健衛生協議会条例	保健計画課	30	9		30.0%
37	すみだ食育推進会議	すみだ食育推進会議に関する要綱※	健康推進課	14	4		28.6%
38	墨田区がん対策推進会議	墨田区がん対策推進会議に関する要綱※	健康推進課	13	5		38.5%
39	墨田区感染症診査協議会	墨田区感染症診査協議会条例	保健予防課	9	4		44.4%
40	墨田区子ども・子育て会議	墨田区子ども・子育て会議条例	子育て支援課	25	15		60.0%
41	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会	墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会に関する要綱※	子ども施設課	8	5		62.5%
42	墨田区要保護児童対策地域協議会	墨田区要保護児童対策地域協議会に関する要綱※	子育て支援総合センター	70	30		42.9%
43	都市計画審議会	墨田区都市計画審議会条例	都市計画課	20	3		15.0%
44	墨田区まちづくり検討委員会	墨田区まちづくり条例	都市計画課	5	1		20.0%
45	墨田区景観審議会	墨田区景観条例	都市計画課	8	2		25.0%
46	建築審査会	建築基準法	都市計画課	5	1		20.0%
47	墨田区地域公共交通活性化協議会	墨田区地域公共交通活性化協議会に関する要綱※	都市計画課	37	3	団体等の推薦によるため	8.1%
48	建築紛争調停委員会	墨田区中高層建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例	建築指導課	4	1		25.0%
49	墨田区防災会議	災害対策基本法	防災課	48	5		10.4%
50	墨田区生活安全推進協議会	墨田区安全で安心なまちづくり推進条例	安全支援課	31	5		16.1%
51	墨田区国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	安全支援課	49	5		10.2%
52	墨田区老朽建物等審議会	墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例	安全支援課	7	1		14.3%
53	墨田区公園マスタープラン改定検討委員会	墨田区公園マスタープラン改定検討委員会に関する要綱※	都市整備課	7	2		28.6%
54	墨田区環境審議会	すみだ環境基本条例	環境政策課	14	3		21.4%
55	墨田区廃棄物減量等推進審議会	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例	環境政策課	17	6		35.3%

	名　称	根　拠　法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
56	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価委員会	墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価実施要綱※	庶務課	0	0	基準日において、令和６年度委員の委嘱を行っていないため。	-
57	墨田区学童災害共済審査会	墨田区学童災害共済条例	学務課	8	3	医師会から推薦された委員が男性であったため	37.5%
58	墨田区学校給食協議会	墨田区学校給食協議会設置要綱※	学務課	16	5		31.3%
59	墨田区就学相談委員会	墨田区就学相談委員会設置要綱※	学務課	62	39		62.9%
60	墨田区立幼稚園就園指導委員会	墨田区立幼稚園就園指導委員設置要綱※	学務課	10	6		60.0%
61	墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会	墨田区いじめ防止対策推進条例	指導室	7	4		57.1%
62	青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	地域教育支援課	41	10		24.4%
63	文化財保護審議会	墨田区文化財保護条例	地域教育支援課	7	1		14.3%
64	墨田区図書館運営協議会	墨田区図書館運営協議会要綱※	ひきふね図書館	12	8		66.7%
Ⅱ　附属機関　　地方自治法第202条の3（第138条の4）に基づく審議会等				1051	346		32.9%

○根拠法欄に※印のある審議会等は、「墨田区附属機関の設置に関する条例」に基づくもの。

Ⅲ　設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等を除く）

	名　称	根　拠　法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
1	すみだ北斎美術館資料収集委員会	すみだ北斎美術館資料収集委員会設置要綱	文化芸術振興課	3	0	適任者がいないため	0.0%
2	すみだ北斎美術館資料評価員会	すみだ北斎美術館資料評価員会設置要綱	文化芸術振興課	3	1		33.3%
3	墨田区文化財調査員	墨田区文化財調査員設置要綱	地域教育支援課	3	1		33.3%
4	明るい選挙推進協議会	墨田区明るい選挙推進協議会規約	選挙管理委員会事務局	14	3		21.4%
Ⅲ　設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等				23	5		21.7%
Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ（都の報告値）				1,086	353		32.5%

《参考》　設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（区職員のみで構成する委員会等）

	名　称	根　拠　法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
1	墨田区行政情報化推進本部	墨田区行政情報化推進本部設置要綱	ＩＣＴ推進担当	29	1	委員の構成は役職によって決まっているため	3.4%
2	墨田区指名業者選定委員会	墨田区指名業者選定委員会設置要綱	契約課	11	1	委員の構成は役職によって決まっているため	9.1%
3	墨田区物品及び業者選定委員会	墨田区物品及び業者選定委員会設置要綱	契約課	6	1		16.7%
4	墨田区財産価格審議会	墨田区財産価格審議会要綱	財産管理課	14	1	委員の構成は役職によって決まっているため	7.1%
5	墨田区公有財産管理運用委員会	墨田区公有財産管理運用委員会要綱	財産管理課	14	1	委員の構成は役職によって決まっているため	7.1%
6	墨田区公金運用管理委員会	墨田区公金運用管理委員会設置要綱	会計管理担当	5	0	委員の構成は役職によって決まっているため	0.0%
7	墨田区環境基本条例推進本部	墨田区環境基本条例推進本部設置要綱	環境保全課	29	1	委員の構成は役職によって決まっているため	3.4%

《参考》　設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等（充て職のみで構成する委員会等）

	名　称	根　拠　法	担当課	委員総数	女性委員数	⑤10%未満の場合の理由	女性割合
1	墨田区放置自転車対策協議会	墨田区放置自転車対策協議会設置要綱	土木管理課	15	0	要綱により、協議会構成員を組織または組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできない	0.0%
2	墨田区交通安全対策協議会	墨田区交通安全対策協議会設置要綱	土木管理課	28	2	要綱により、協議会構成員を組織の役職で指定しており、任意に選出等することはできないため	3.6%

※　女性割合は、小数点第2位を四捨五入している。

◆第４章◆

「墨田区男女共同参画推進委員会評価」

凡例

【墨田区男女共同参画推進委員会による評価】

基本目標に対して効果が	大きかった	◎
	あった	○
	少しあった	△
	なかった	×

基 本 目 標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向（1）	**男女共同参画意識を高めます**

○ **評価基準** **基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった**

● **施策の方向**

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	家事は女性の仕事、「昔から、そう決まっていた」との風習がいまだに残っている。誰でも性別を意識することなく活動できることを目指して頂きたい。 固定的な性別役割分担の解消について、社会や教育の場など、課題を解決するための施策や事業の実施に期待する。

● **課題別評価**

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①固定的な性別役割分担意識の解消 [事業番号1～4] （P.11～P.14）	○ あった	憲法や民法では、男女平等としていたが、実際には、男女平等とは言えない面も多々あった。「男性は仕事、女性は家庭」という昔からの固定観念が今でも根強く残っており、女性の社会進出を妨げている。性別にとらわられない教育を推進し、経済や政治の意思決定に女性を増やすための政策を進めることが必要である。男性の多くは、性別分業の発想から脱却できない、女性のもっている力を見抜き、女性がもっている社会形成を進めないと、社会は安定しない。男性にもっと認識してもらう必要がある。 そのための施策推進にこれからも期待する。
②家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実 [事業番号5～9] （P.15～P.17）	○ あった	教育の場においても、固定的な性別役割分担意識の解消に係わる理解を深めるための教育を実施する。男女共同参画に関する現状を理解し、積極的に参画していく態度を身につける。それらの事業展開に期待する。

基 本 目 標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向（2）	**一人ひとりの人権意識を高めます**

○ **評価基準** **基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった**

● **施策の方向**

基本目標に対して効果が	評価理由等
◎ 大きかった	本施策の方向において、評価対象となる7事業に対する所管課評価は、A評価が2、B評価が5であった。人権尊重に向けた各種事業（区報掲載、冊子改訂、ホームページ掲載、研修会、講演会）はいずれも、計画通り実施され、啓発活動としての実績を収めたと評価できる。 また、多様な性の理解と尊重については、「墨田区パートナーシップ宣誓制度」を踏まえた、制度利用の可能性を拡大する事業展開に対し15組が申請し、実質的成果を収めている点や、区民・職員向けの啓発、「共同参画基本条例」に関する冊子の多数の配布企画は評価できる。なお、宣誓制度活用に関する調査については、次年度も継続した実施が期待される。

● **課題別評価**

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①人権意識の高揚と情報の適切な活用 [事業番号10～13] （P.18～P.19）	○ あった	区報に多文化共生社会、関東大震災100年を迎えて墨田区独自の妊産婦等の災害弱者等、災害時の人権など3回のコラムと1回の人権特集号を掲載し、疾病者、災害弱者、女性、子どもと広く人権擁護に関わる情報を提供し啓発を行った。 人権啓発冊子「人権感覚」にパートナーシップ制度の掲載など改訂を加え、区のホームページに掲載した。関係機関のリンク、人権コラムや人権週間の紹介などを掲載し、情報発信を行った。 人権尊重をテーマとした講演会を開催し95名と多数の参加者を得て、8割の方の回答で満足度が示された。 区新任職員・5年目職員を対象とした研修会を実施し、差別事象発生時のマニュアルを踏まえた適切な対応事例などが確認された。
②多様な性（LGBT等）の理解と尊重 [事業番号14～16] （P.20～P.21）	◎ 大きかった	「墨田区パートナーシップ宣誓制度」の事業を開始し15組の宣誓を受理した。また、東京都との「東京都パートナーシップ宣誓制度及び墨田区パートナーシップ宣誓制度に関する基本協定」、東京都行政書士会墨田支部との「墨田区パートナーシップ宣誓制度に関する協定」を締結し、宣誓の運用上の環境を整備した。 各種職員向けの人権研修を実施し、改定した「人権感覚」冊子を活用し、性自認・性的指向等について取り上げ、意識啓発教育を行った。 区民への啓発事業として、多様な性のあり方を認め、理解し、尊重しあえるよう、「人権感覚」の配布や区公式ホームページへの記事を掲載した。 また、改正した「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に基づき男女共同参画推進啓発冊子を作成し、新成人と中学3年生に配布した。

基 本 目 標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向（3）	**心とからだを尊重する社会づくりを進めます**

○ **評価基準** **基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった**

● **施策の方向**

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	本施策の方向において、評価対象となる13事業に対する16の所管課評価は、A評価が4、B評価が12であった。 「大型連休の前のSNSでの情報発信」や「健康づくり講演会のオンデマンド配信」等、啓発対象に情報が届くように、適切なタイミングや新しい技術・手法を活用し、めざましい効果をあげている事業が散見された。コロナ禍では対面での事業が中止・縮小されていたが、「ママのリラックスタイム」のように講師の変更、LINEでの広報など、事業のブラッシュアップにより効果を上げている事業もあった。 民間団体の調査では中学生のデートDV被害も明らかになっており、若年者に対する予防啓発やセンター・相談窓口の存在を知ってもらうことの重要性が増している。次年度の出前講座は区立中学校4校（予定）と拡充の方向で進んでいることから、今後も注視したい。

● **課題別評価**

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①配偶者からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援【DV防止基本計画】[事業番号17～20]（P.22～P.23）	○ あった	事業番号17のDV予防啓発講座の中学・高校への出前講座は、昨年度増加した実施数を維持していた。「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の館内展示等、様々な対象に向けた啓発を行っている。 事業番号18「女性のためのカウンセリング&DV相談」は前年度に拡充した相談対応日数を維持している。 事業番号19の生活福祉課でのDV相談は個別で見ると増減はあるが、同行支援が高止まりの実績で相談内容の緊急度の高さや深刻化が推察される。様々な関係機関と連携しながら、支援にあたる様子が見て取れる。
②男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶[事業番号21～24]（P.24～P.25）	◎ 大きかった	薬剤師会を通じた取組のほか、DV相談先一覧カードの配布先が昨年度の31か所から38か所に増加した。また、20歳と中学3年生という節目での啓発物配布の継続や、区報、区公式ホームページ、SNS等での情報発信により、積極的に相談窓口の周知に努めている。 事業番号24の子育て相談の実施では、虐待関係相談が増加、特に住基確認による調査と他機関との連絡調整の増加が顕著である。これまで以上に他関係機関との連携やきめ細かい対応が求められる中、限られた人員でしっかり対応処理を行っている。
③生涯を通じた女性の健康支援[事業番号25～29]（P.26～P.30）	○ あった	区報、区公式ホームページ、SNS等を活用したタイムリーな情報発信により、各種検診や健康診査、健康づくりや講演会・セミナー情報等の周知を図った。 事業番号26の「すみだ花体操普及啓発事業」は、実施回数も参加人数も大きく実績を伸ばしている。また、オンデマンド配信で実施した思春期講演会（本所）やうつ予防講演会（本所）の参加者数が大きく増加した。 事業番号29の出産後の母親の集まり「ママのリラックスタイム」（本所）にも多くの母親がつながり、母親の孤立や不安感軽減に寄与する相談・支援の場となった。

基 本 目 標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ
施策の方向（4）	**安心して暮らせる環境の整備を進めます**

○ **評価基準** **基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった**

● **施策の方向**

基本目標に対して効果が	評価理由等
○ あった	本施策の方向において、評価対象となる6事業に対する効果は「○あった」と評価する。 課題①「経済的な困難を抱える人への支援」についてはひとり親家庭の能力開発や生活支援による就業の促進は必要な事業であり、就労状況の改善や生活の安定に寄与していると考えられるため「○あった」段階と評価する。 課題②「高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり」への要望と必要性は高まっていくものと思われ、継続性は評価できる。今後は多様な方々に対する人権保護の啓発活動や情報発信が必要だと思われる。

● **課題別評価**

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①経済的な困難を抱える人への支援 [事業番号30～31] （P.31）	○ あった	事業番号30　給付件数も増加しており、看護師・保育士・介護士などの技術職の資格取得しており、効果は○と評価する。 事業番号31　受給者数は減少傾向にあるが、母体である児童減少傾向を考えると、ひとり親家庭の生活の安定に寄与しており、効果は○と評価する。
②高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり [事業番号32～35] （P.32～P.33）	○ あった	事業番号32　評価なし。タブレットを活用した翻訳アプリの活用による効果を期待したい。 事業番号33　外国人相談については年間で中国語21件、英語2件と結果から、英語圏の外国人よりその他の言語の外国人の相談が多いのではと推測されるため△と評価する。2言語以外の相談は他の機関を紹介するだけでなく、2言語のみの相談から多言語への対応に事業をアップデートしていただきたい。 事業番号34　コロナも明け、前年度より講習会参加者数が710事業者とかなり増加しているため効果は◎と評価する。 今後は事業者への定期的な情報発信や、参加者からアンケートを取るなどきめ細かい対応を期待する。 事業番号35　バリアフリー化は必要であるが実績数を考えると△と評価する。駅や商業施設など公共性の高い施設だけでなく、民間施設設備助成金であるため、車椅子の従業員向けの社内の改装にも利用できるなど幅広いPR活動が必要と考える。

基 本 目 標 2	女性も男性も輝き活躍できるまち　すみだ 【女性活躍推進計画】
施策の方向（1）	**子育て、介護等を男女が共に担えるよう環境整備を進めます**

○ 評価基準　基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○　あった	本施策の評価対象は7事業、事業番号37がA評価であったが、残り6事業はB評価となった。 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことにより、各事業が例年通り開催でき、回数・参加人数ともに増加した。今後とも男女共同の子育て、認知症・高齢者介護事業の拡充・拡大を期待する。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①男女が共に担う子育てへの支援 [事業番号36～40] （P.34～P.37）	○　あった	[事業番号36]男性のための育児教室の実施 実施回数は同じだが、参加人数は倍増、これは昨年度はパートナー限定としていたためと思われる。参加者より「知りたい情報が得られた」等大変好評な事業であり今後も継続を期待。 [事業番号37]男性の子育て参画支援講座の実施 男性の育児休業取得者は今後も増加すると思われ、遊びや同じ立場の参加者同士の意見交換・コミュニケーションの場となることを期待。 [事業番号38]出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」 [事業番号39]学童クラブ事業の実施 [事業番号40]一時的に子どもを預かる子育て支援事業 昨年同様規模の事業内容であった。引き続き、妊産婦の継続的支援や学童クラブ待機児童ゼロを目指した学童クラブの新設、病児保育等の子育て支援を期待。
②男女が共に担う介護（介助）への支援 [事業番号41～42] （P.38～P.39）	○　あった	[事業番号41]男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施 [事業番号42]緊急一時介護・保護事業の実施 講座実施回数、参加者も増加しており、今後も少子高齢化が進むと思われ、認知症等高齢者介護を学び、介護者同士の情報共有、また緊急一時介護・保護事業の拡大を期待する。

基 本 目 標 2	女性も男性も輝き活躍できるまち　すみだ 【女性活躍推進計画】
施策の方向（2）	**男女がいきいきと働けるよう支援します**

○ 評価基準　基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○　あった	本施策の方向において、評価対象となる5事業に対する所管課評価は、A評価が1、B評価が4であった。区職員に対する取組については、男性職員の育児休業取得率が7割に近づく高い水準を維持している。今後は、目標値に育児休業取得日数を考慮することが望まれる。 区民向けの取組については、保育コンシェルジュ事業、合同企業説明会開催、就職・仕事カウンセリングルーム事業いずれも、前年度までと同程度の件数実施となっている。セミナーにおいては、今日的なテーマに取組み、区公式YouTubeを活用し、ワーク・ライフ・バランスに役立つ情報を動画で分かりやすく配信する等、多角的に支援することができている。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①働く場での女性の活躍推進 [事業番号43～45,*] （P.40～P.42）	○　あった	区職員に向けては、特定事業主行動計画の目標値が、女性管理職22%に対し昨年度同様13.5%、男性職員育児介護休取得率30%程度に対し67.6%であった。女性管理職比率について目標値に近づくような取組を期待したい。 区民に向けては、保育コンシェルジュ事業は令和4年度以降、集合型説明会から個別相談へシフトしたことにより、相談件数が前年度より大幅に増加している。また、区内就職希望者を対象に合同企業説明会等のイベントを開催している。
②就業における男女共同参画の推進 [事業番号46] （P.43）	○　あった	39歳以下の若年求職者やその親族、子育て世代等の女性を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職に関するアドバイスや就職後の相談に応じる「就職・仕事カウンセリングルーム」を実施し、年間103名の利用の内、3割を超える36名の就職に結び付けることができたことは評価できる。更なるマッチング率向上に向けて、広報活動等の取組に期待したい。
③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 [事業番号47] （P.44）	○　あった	区民や区内の事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの具体的な取組方法等を紹介するセミナーを開催し、啓発を図った。今年度は、職場における性の多様性への配慮と留意点、アンコンシャス・バイアスへの気づきから始めるワーク・エンゲイジメントの向上、また、限られた人材採用から定着につながるとっておきの秘訣といった時事を捉えたテーマでセミナーを行い、アンケート提出者の内、75%以上の参加者が満足する内容のセミナーを実施できたことは評価できる。

基本目標３	性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち　すみだ
施策の方向	**男女共同参画の視点で地域力を高めます**

○　評価基準　基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
○　あった	基本目標3では、課題①の意思決定過程への女性の参画に関して、長い間、各種審議会・委員会への女性委員任用比率30%の目標に近づけることができなかったが、ようやく29.8%まで比率を高めることができ、その目標値に接近したことを評価したい。また、課題②（地域における男女共同参画の推進）と課題③（防災・防犯における男女共同参画の推進）についても一定の効果が得られ、3つの課題とも推進委員会評価が「○」（効果があった）となったことをふまえ、施策の方向についても評価を「○」とした。

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
①意思決定過程への女性の参画推進 [事業番号48] （P.45）	○　あった	令和5年度までに各種審議会・委員会の女性委員の割合を30%にするという目標を立て、各課に積極的な女性登用を呼びかけた結果、対前年比が1.7ポイント上昇し、目標値の30%に限りなく近い29.8%に上昇したことは注目に値する。令和6年度にはついに30%の目標を達成したが、今後もそれに満足することなく、各種審議会・委員会への女性委員任用比率を50%に少しでも近づけるよう、継続して積極的な女性登用を呼びかけるとともに、従来の「あて職」や「定員」のあり方を見直すことを検討してもらいたい。
②地域における男女共同参画の推進 [事業番号49～50] （P.46～P.47）	○　あった	事業番号49（地域で助け合う小地域福祉活動の推進）と事業番号50（男性の社会貢献意識の向上推進）の所管課評価はいずれも「B」であるが、事業番号49における「住民主体の小地域活動」「ふれあいサロン」「おもちゃサロン」「地域福祉活動セミナー」や、事業番号50における「老人クラブでの友愛訪問活動」「介護予防講習」等、幅広い活動を展開したことをふまえ、推進委員会評価を「○」とした。今後は、活動の高齢化による参加者減に対する有効な対策をとることを期待したい。
③防災・防犯における男女共同参画の推進 [事業番号51] （P.48）	○　あった	課題③に関する事業は「避難所運営体制の構築」（事業番号51）のみであり、この事業に対する所管課の評価は「A」となっている。また、この事業に関しては、女性職員を1名から2名にしたことにより、避難所運営に女性の視点を積極的に取り入れることができるようになり、防災備蓄品の選定においても男女共同参画の視点が反映されやすくなったことを考慮して、推進委員会の評価を「○」（効果があった）とした。今後も、上記の利点を活かした避難所運営体制の構築を期待したい。

基本目標１～３

総括評価	○ あった

１．総括評価：男女共同参画推進委員会は、墨田区男女共同参画推進プランに関する所管課による基本 3 目標、施策 7 方向、施策 17 課題についての自己評価資料に基づいて、墨田区男女共同参画推進委員会により第三者評価を行い、「計画事業の実施・進捗」と「男女共同参画視点の充実」、「区民反応の把握」等に関して協議の結果、各所管課の事業は、第 5 次推進計画の基本目標に「効果があり」（○）との総括評価に至った。

基本目標（1～3）に対する効果		評価内訳		
		施策の方向	課題	総括評価
大きかった	◎	1	2	あった：○
あった	○	6	15	
少しあった	△	0	0	
なかった	×	0	0	
計		7	17	

２．評価方法：所管課による評価（延べ 55 部署）は、令和5年度全体事業数 146 事業のうち 51 事業(55 件)計画を評価対象として、7項目（めざす効果・事業内容・計画・評価・実施状況・理由・次年度計画）について、計画進捗の自己評価を行った。推進委員会は、基本目標・課題毎に総合評価(4 段階:◎～×)を行った。

３．評価結果：所管課は、A(予定以上の効果)14 件 25%、B(予定した効果)41 件 75%、C(課題が残る)0 件 0%であり、B以上 100%と事業計画の効果があったと評価した。推進委員会は、施策の方向 7 件中 6 件（85.7 %）で「効果あり」、1 件で「効果大」と評価した。施策課題全題 17 件(100%)で「効果あり、または効果大」と評価し、所管課自己評価を総合的に支持するものである。

４．講評

（1）事業進捗として評価された点について

1)新型コロナ感染拡大防止により短縮された各種事業が、感染収束により所管課の予定どおり実施された。また、同時期に整備された web による啓発活動として「すみだ花体操普及啓発」事業や「思春期講演会」、「うつ予防講演会」のオンデマンド配信が参加利用実績を伸ばし、時代ニーズに応じた事業として展開された。

2)人権意識を高める施策として令和 5 年度のパートナーシップ宣誓制度の事業を開始し、15 組の宣誓を受理した。東京都や東京都行政書士会墨田支部と協定を締結し運用上の環境整備を進めたことは評価できる。区職員向け研修会、区民への啓発事業、公式ホームページの記事掲載などの事業進捗と、宣誓制度活用に関する調査の実施などの事業進捗は高く評価される。

3）人権が尊重される社会づくりとして、DV 防止基本計画の一貫として、DV 相談先一覧、20 歳と中学 3 年生への啓発冊子の配布、区報他公式サイトでの情報発信等事業が継続・拡充された。また子育て相談では、虐待関連相談が増加し、調査や他機関との連携調整と、きめ細かな対応と処理は有効に機能し、男女共同参画社会の形成を阻害する暴力の根絶をめざす当該事業の重要性は高く評価される。

4）女性活躍推進計画の一貫の事業として、子育て・介護等を男女が共に担える環境整備として、男性のための育児教室や子育て参画支援講座は、好評で参加者数も増加し、男性の育児休暇取得などの普及にむけた一層の啓発支援事業の展開が期待される。なお男性の育休取得率の向上には、職場内での雇用者側の意識改革面の環境整備について継続的対策が必要といえる。

5)安心して暮らせる環境整備に関して、ひとり親家庭への職業訓練促進修了一時金等の給付受給率増加や技術職資格取得など、生活の安定に寄与する効果があり、評価できる。

6）男性職員の育児休業率が 67.6%と前年度と微増であるが、特定事業主行動計画の目標値 30%に到達したことは評価できる。また、区内の就業に関して若年求職者、若年女性、就職活動に困難を抱える求職者等に対してのカウンセリング利用件数は年間 103 名と高く、そのうち 36 名について就労にいたるマッチングが成

立し、就労への移行支援事業が拡充されたことは評価できる。

7）男女がいきいきと働く環境整備にむけた区民や事業者へのワークライフバランスに関するセミナーについては、性の多様性、無意識な思い込み（アンコンシャスバイアス）、仕事に対するポジテイブな心理状態（ワークエンゲージメント）など時事を捉えたテーマで参加者の満足度は高く、現場で役立つ情報提供と動画配信等、多角的な支援事業は評価できる。

8）防災・防犯事業に関して、避難所運営体制の構築事業で、女性職員の増員は、女性に必要な固有の備蓄品や避難時状況への対応に有効な整備の観点で評価できる。ただし、女性雇用による標記の利点についての具体的評価内容としての記載がないことについて課題が残る。

（2） 今後、改善が期待される点について:

1)男女が共に担う認知症・高齢者介護、緊急一時介護・保護事業に関わる講座受講者の増加など、情報共有に効果が見られた。今後の少子化・超高齢化の増加傾向からも、一層の事業拡充が期待される。子育て支援については、妊婦の健康ケアや学童クラブ待機児ゼロをめざしたクラブ数について引き続き拡充が期待される。病児施設は区内に 1 か所と少なく、医療的ケアの背景をもつ保育支援施設の増設が期待される。

2)多様な困難を抱える人の環境作りとして、在住外国人相談者は中国語が英語の 10 倍と多い。在住者数が反映していることも推定されるが、一方で、区内には多国語使用者も在住し、相談に応ずる言語を限定していることの影響が推測される。グローバル化を前提とする日本の社会的状況に対応して多国言語翻訳器の導入などにより、言語の種類に制約されない相談事業の実施が期待される。

3)バリアフリー化推進の設備補助事業について、公共性の高い施設の推進は進んでいるが、民間施設設備助成利用の周知は限定的である。障害者・高齢者雇用の際の社内改装など合理的配慮として対応が進むことから、活用を推進するための PR が必要といえる。

4)区職員における女性管理職職員任用の割合は 13.5%と横ばいで、墨田区の第5次プランの目標の 20%に向けて、女性職員の管理職活用と、活躍に向けた体制作りが期待される。

5)意思決定過程への女性参画推進について、各種審議会・委員会の女性委員割合は目標の 30%に上昇したことは注目に値する。一方で、生物学的な男女比などからは、さらなる増加が期待される。前年度に引き続き、依頼先の指定による「あて職」には、男性が多い状況から定員の見直しなどによる改善も検討を要する。また、依頼時に男女共同参画の主旨から女性の積極的推薦・登用を明記するなどについても検討を要する。

6)所管課による自己評価様式の記載方法については、第 5 次事業計画の中で様式の変更や集約化など修正が行われ具体化・集約化の傾向は高く評価できる。この間、事業実績については、当委員会からの可能なかぎり「数値や具体的内容」の記載にもとづいた評価の要請に対し、該当する特性を有する部署での対応は評価される。

第 6 次プラン事業計画に関する所管課評価については、現状の PDCA 様式に即した記載方法を引き続き検討願いたい。すなわち、「事業計画内容」に各部署の事業企画意図を明示し、「事業評価実績と評価理由」は、企画意図に基づいた数値実績等の進捗を記し、進捗を概念的に要約することによる、区民に分かりやすい記載方法の検討が望まれる。墨田区民に必要な事業規模として適正であるかなどの考察・解釈を加えるなども、区民の望む評価内容と考える。また、「次年度計画」については、評価年度の評価に連続し、さらに拡充・発展に向けた、 経年的な立案を検討頂き、所管課の事業企画と実施成果の有効性について分かりやすい要約を検討願いたい。